

世界の経済圏（2017年3月現在）

～ 「経済圏」、「FTA/EPA」の経済規模（人口、名目GDP）をカバー ～

地域総括部
Tel: 03-4330-1100(代)
research@jcif.or.jp

「世界の経済圏」（2017年3月現在）を取りまとめました。それぞれの「経済圏」、「FTA/EPA」の経済規模（人口、名目GDP）も記載しております。

本資料には、主要な「世界の経済圏」や「FTA/EPA」（発効済に加え、重要なものは交渉中、予備協議中等を含め）について、可能な限り掲載するように努力しておりますが、情報ソースの制限等により、必ずしも全てを網羅しているとは限らないことをご理解いただければ幸いです。

本資料の構成は以下の通りです。

1. 世界の経済圏 全域 ……1 頁
2. 同 アジア・大洋州 ……3 頁
3. 同 北米・中南米 ……6 頁
4. 同 欧州 ……8 頁
5. 同 中東・アフリカ ……10 頁
6. JCIF の総合評価 24 개국*および日本、シンガポールに関する二国間と国家・地域間協定 ……13 頁

国の順序は、日本、中国、台湾、韓国、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、パキスタン、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー、イラン、サウジアラビア、UAE、トルコ、ポーランド、ハンガリー、ロシア、南アフリカ

* JCIF の総合評価国は、上記から日本とシンガポールを除く 24 개국

(注)人口、名目GDPの出所は、世銀ウェブサイト「DATA」、外務省ウェブサイト「各国地域情勢」。

世界の経済圏（2017年3月現在）

地域総括部
Tel: 03-4330-1100(代)
research@jcif.or.jp

<全城>

名称	形態	参加国/地域	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴(目的等)、最近の動き等
アジア太平洋経済協力会議 (Asia-Pacific Economic Cooperation/ APEC)	経済協力会議	香港、日本、韓国、中国、米国、カナダ、台湾、メキシコ、チリ、バブアニューギニア、オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、ロシア、ペルー	2,847.5	43,708.1	1989年11月	<ul style="list-style-type: none"> 1989年、オーストラリアのホーク首相の提唱で創設。アジア・太平洋地域の持続的発展を目指す。 開かれた地域主義を標榜。アジア・太平洋地域における貿易・投資の自由化、経済・技術協力の促進、人材育成などに取り組んでいる。首脳会議では、域内の課題にとどまらず、テロ問題等、国際社会全体の課題についても協議。 常設事務局はシンガポール。 2016年11月、第24回首脳会議がペルー・リマにおいて開催された。首脳会議では、「質の高い成長と人間開発」というテーマの下、地域経済統合の推進、地域フードマーケットの促進、零細・中小企業の近代化、人材育成促進などについて幅広い議論が行われた。会議の成果として、APEC首脳宣言のほか、附属書として「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に関するリマ宣言」および「APECサービス競争力ロードマップ」を採択した。
経済協力機構 (Economic Cooperation Organization/ ECO)	特惠関税協定	(当初加盟国) イラン、トルコ、パキスタン (1992年加盟国) キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、カザフスタン、アフガニスタン	456.6	1,788.0	1992年7月 (WTO通報日)	<ul style="list-style-type: none"> イラン、トルコ、パキスタンの3か国が1964年に広範な経済・文化協力を目的とするイズミル条約を締結し、同条約に基づき地域開発協力機構(RCD)を発足させたのが前身。1985年、イランの提案によりRCDからECOに改称。 1992年の中央アジア諸国の加盟後、貿易、文化交流、経済協力などが活発化。 加盟国の持続的経済発展、貿易障壁の除去と域内貿易の促進、加盟国間の運輸・通信インフラの整備、経済自由化と民営化などが目的。 2010年12月、第11回ECOサミットがトルコのイスタンブールで開催された。同サミットには、イラクのタラバーニ大統領が出席、将来的にECOへ加盟することへの関心を表明した。 2012年10月、第12回ECOサミットがアゼルバイジャンのバクーで開催された。トルコのエルドアン首相は、ECO加盟国間での自由貿易圏発足を提案。
黒海経済協力機構 (Organization of Black Sea Economic Cooperation/ BSEC)	自由貿易圏構想 経済協力構想	トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、ロシア、ウクライナ、ジョージア、モルドバ、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、アルバニア、セルビア	333.0	2,695.9	1992年6月	<ul style="list-style-type: none"> 1990年にトルコのオズタル大統領が提唱、1992年に設立された。1999年、法的手続きを経て経済協力機構としてWTO登録。 黒海周辺地域の開発と発展のため、制度、インフラ等の整備と共通化、経済社会開発にかかる各分野でのプロジェクトの実施等を通じ、加盟国間で実利的な経済協力を推進することを目的とし、長期的な目標として自由貿易圏の形成を掲げている。 常設事務局はイスタンブールに設置、年2回開催される外相会議が最高意思決定機関。 2004年4月、セルビア・モンテネグロ(現セルビア)が加盟。 2010年5月、BSEC外相級会合において、同年7月1日から2年間、分野を特定しない分野別対話パートナーとしての日本の地位が承認された。 2011年から、議長国任期を1~6月、7~12月の半年交代制に変更。 2012年6月、BSEC外相級会合において、分野別対話パートナーとしての日本の地位がさらに2年延長された(2014年6月および2016年7月のBSEC外相級会合においても日本の地位が2年延長されている)。
トルコ語系諸国協力評議会 (Cooperation Council of Turkic Speaking States /CCTS)	地域協力機構	トルコ、カザフスタン、アゼルバイジャン、キルギス	111.8	961.9	2009年10月	<ul style="list-style-type: none"> 1992年にトルコの呼びかけにより、トルコ語系諸国が首脳会議を開催、トルコ、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、トルクメニスタン、ウズベキスタンの6か国が参加。自由貿易地域の設立、域内貿易における関税撤廃などが目的。2010年9月までに計10回の首脳会議を開催。2009年10月の首脳会議(ウズベキスタンは欠席)で、トルクメニスタンを除くトルコ、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギスの4か国がトルコ語系諸国協力評議会の設立に合意(ナフチェバン合意)。 1992年に始まった首脳会議は、トルコ語系諸国協力評議会の首脳会議に改称。 トルコ語系諸国協力評議会の最高意思決定機関は首脳会議。常設事務局はイスタンブールに設置。トルコ語系諸国の政治、経済に関する包括的な協力が目的。 2012年8月、第2回トルコ語系諸国協力評議会の首脳会議が開催された。
環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Partnership/TPP)	自由貿易協定	(当初参加国) ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール (追加交渉参加国) <下記8か国> オーストラリア、ペルー、ベトナム、米国、マレーシア カナダ、メキシコ、日本 全12か国 米国を除く全11か国	28.5 [816.9] [495.5]	720.2 [27,592.6] [9,555.9]	2006年11月発効 [P-4] 2015年10月大筋合意 2016年2月署名	<ul style="list-style-type: none"> TPP(環太平洋パートナーシップ協定; Trans-Pacific Partnership Agreement)は、アジア太平洋地域の経済自由化を目指す協定。 2006年、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4か国により、Pacific-4として発効。 2010年、オーストラリア、ペルー、ベトナム、米国、マレーシアが参加意思を表明。 2011年11月、大枠(Broad Outline)について合意に至る。 2012年11月、カナダ、メキシコが交渉に参加。2013年7月、日本が交渉に参加。 2013年7月に第18回会合(於マレーシア)、同年8月に第19回会合(於ブルネイ)を実施。 2014年10月に閣僚会合、2014年11月に首脳会合、2015年7月に閣僚会合を開催。 2015年10月の閣僚会合にて大筋合意。2015年11月の首脳会合にて首脳声明を採択。2016年2月、署名。2017年1月、日本は国内手続きを完了。 2017年1月、米国が離脱し、TPPの発効条件(参加12か国のGDPの85%以上を占める6か国以上が2年以内に批准)を満たすことは困難になった。 モノの関税のみならず、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、政府調達、金融、環境など、幅広い分野で新たなルールを構築。

(参考)

米国・EU FTA (TTIP：環大西洋貿易投資 パートナーシップ協定)	国家・地域間協定	米国、EU	831.1	34,348.5	2013年7月交渉開始	<ul style="list-style-type: none">・ 2011年11月28日、米国EU首脳会談において、米国とEUの貿易投資拡大に向けた政策や施策を検討するための「雇用と成長に関する ハイレベル作業グループ」の設置を決定。2012年6月、同作業グループが中間報告を発表。・ 2013年2月13日、上記作業グループの最終報告書に基づき、包括的な貿易投資協定（環大西洋貿易投資パートナーシップ協定：Transatlantic Trade and Investment Partnership）の交渉開始に向け必要な手続きを開始することに合意。・ 2013年7月に交渉開始。2016年10月に第15回交渉。
--	----------	-------	-------	----------	-------------	---

sample

<アジア・大洋州>

名称	形態	参加国/地域	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴(目的等)、最近の動き等
東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations/ ASEAN)	地域協力機構	インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア	630.5	2,438.1	1967年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立時は共産主義に対抗するための政治的団結が主な目的であったが、近年は域内の経済協力を促進する組織としての性格が強まる(AFTAの合意など)。 ・ 年に1回、首脳会議、外相会議、経済閣僚会議を開催。 ・ インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ(ASEAN5)でスタート。 ・ ブルネイは1984年1月に、ベトナムは1995年7月に、ミャンマーおよびラオスは1997年7月に、カンボジアは1999年4月にそれぞれ加盟した。2011年3月、東ティモールが加盟を申請。現在は、オブザーバーとしてASEAN関連会議の一部に参加しながら、早期のASEAN正式加盟を目指している。 ・ 日本、中国、韓国の3か国を加えた「ASEAN+3」における協力関係が強化されつつある。2000年5月の「チェンマイ・イニシアチブ」に基づき、域内二国間通貨スワップ協定が結ばれている。 ・ 2003年10月、ASEAN経済共同体(AEC)設立構想を含む第2ASEAN共和宣言を採択。 ・ 2004年10月、2020年の「ASEAN共同体」設立に向けたロードマップとして「ピエンチャン行動プログラム」を採択。 ・ 2007年11月のASEAN首脳会議にてASEAN憲章に署名し、2015年の共同体実現に向けた取組が本格化(同憲章は2008年12月発効)。 ・ 事務局はジャカルタ。 ・ 2015年12月31日、ASEAN経済共同体(AEC)発足。
ASEAN自由貿易圏 (ASEAN Free Trade Area/ AFTA)	自由貿易協定	ASEAN加盟国	630.5	2,438.1	1993年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 域内で共通効果特惠関税(CEPT)制度を設け、域内関税率の0~5%への引き下げを目指す。 ・ ASEAN経済共同体(AEC)発足に伴い、1990年代後半にASEANおよびAFTAに加盟した4か国ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアは、主要工業品(自動車、二輪車等)以外の域内関税を撤廃し、例外品目は18年末までに関税を撤廃することとなっている。
ASEANとの自由貿易協定	国家・地域間協定	日本(日本・ASEAN包括的経済連携協定)	757.5	6,561.4	2008年4月調印 2008年12月、 5か国間で発効	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本とASEAN各国間で段階的に関税撤廃を行う。原産地規則の「累積」を適用するのが特徴。 ・ 日本は、10年以内に貿易額の93%の部分について関税撤廃を行う。ASEAN各国は国ごとに差を設ける。 ・ 2008年12月、日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、ベトナムの間で発効。 ・ 2009年1月にブルネイ、2月にマレーシア、6月にタイ、12月にカンボジアとの間で発効。 ・ 2010年7月、フィリピンとの間で発効。
		中国(ASEAN・中国自由貿易協定)	2,001.7	13,445.8	2002年11月 包括的経済協力の枠組み 協定調印 2005年7月発効(財貿易) 2007年7月発効 (サービス貿易) 2009年8月発効(投資協定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2000年11月、ASEAN・中国首脳会議にて中国が提案。 ・ 2001年11月、10年以内の成立を目指し政府レベルで検討を開始することで合意。 ・ 2002年11月、FTAの大枠を定めた「包括的経済協力の枠組み協定」に調印。ASEAN原加盟国は2010年までに、新規加盟国を含むASEAN全域では2015年までに、関税を完全に撤廃する。 ・ 2003年11月、中国-ASEANの共同宣言締結。 ・ 2005年7月、関税率引き下げ開始。 ・ 2006年10月、ASEAN・中国首脳会議にて、2010年のFTA発効を目指すことで合意。 ・ 2007年1月、サービス貿易協定署名(2007年7月1日施行)。 ・ 2008年6月、関税令(アーリーハーベストプログラム)発効。 ・ 2009年8月、中国・ASEAN自由貿易区投資協定締結。 ・ 2010年1月、中国・ASEAN原加盟国間の関税を原則撤廃。 ・ 2011年11月「中国・ASEAN自由貿易協定」サービス協定”第2回具体承諾の実施に関する議定書”調印。2012年1月1日発効。 ・ 中国・ASEAN自由貿易協定連合委員会議の準備会議を2011年10月(マニラ)、第1~3回連合会議をそれぞれ2012年4月(南寧)、10月(シンガポール)、2013年3月(義烏)に開催。第4~6回連合会議は、2013年11月(バンコク)、2014年3月(バンコク・成都)、2014年9月(ハノイ)で開催された。2015年2月、第7回連合会議、および第2回グレードアップ交渉が行われ、サービス貿易、投資、経済協力、税関手続きと貿易円滑化、原産地規則、基準、技術法令・合格評定プロセス(STRACAP)と衛生・植物衛生措置(SPS)の7つの作業部会で意見を交換。 ・ 2015年11月、クアラルンプールにおいて、中国とASEAN10か国は『中国とASEANが「中国・ASEAN全面的経済協力枠組協定」とその関連協定を修正する協定』に調印。物品貿易、サービス貿易、投資、経済技術協定等の分野に関するグレードアップの内容が盛り込まれた。 ・ 2016年7月、中国・ASEAN自由貿易区アップグレード関連規定書発効。

<アジア・大洋州>

名称	形態	参加国/地域	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴(目的等)、最近の動き等
ASEANとの自由貿易協定		韓国 (ASEAN・韓国自由貿易協定)	681.1	3,816.0	2007年6月発効 (財貿易) 2009年5月発効 (サービス貿易) 2009年9月発効 (投資協定)	<ul style="list-style-type: none"> 2005年12月、FTAの大枠を定めた「包括的経済協力の枠組み協定」に調印。 全品目の90%以上を関税引き下げ対象とし、韓国は2010年、ASEAN6か国 (インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア) は2012年、ASEAN残り4か国は2020年までに全ての対象品目の関税を撤廃することで合意。 2006年8月、財貿易協定調印 (2007年6月発効)。タイは2009年2月に調印 (2010年1月発効)。 2007年11月、サービス貿易協定調印 (2009年5月発効)。タイは2009年2月に調印 (2010年1月発効)。 2009年6月、投資協定調印 (2009年9月発効)。 2016年2月2～4日、「韓国・ASEAN FTA第13回履行委員会」を開催し、追加自由化について協議が行われた。
	国家・地域間協定	インド (ASEAN・インド自由貿易協定)	1,941.6	4,533.5	2009年8月調印 2010年1月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2003年10月に枠組み協定を締結後、交渉が難航したが、2008年8月に最終合意に達した。 インドASEAN間貿易の80%の品目に係る輸入関税を、発効から3～7年以内に段階的に撤廃する。 ただし、自動車部品、ゴム、パーム油、コーヒー、紅茶、コショウをはじめとした多数の品目がセンシティブ品目とされ、これらについては、関税撤廃の対象外とされるか、別途の撤廃スケジュールによる。
		オーストラリア・ニュージーランド (ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定)	658.9	3,951.0	2010年1月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2005年2月から交渉を開始し、2008年交渉妥結。 2010年1月、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、ベトナムの間で発効。 タイは2010年3月、ラオス、カンボジアは2011年1月、インドネシアは2012年1月に発効。
ASEAN+3	経済協力会議	ASEAN加盟国、日本、中国、韓国	2,179.3	18,947.0	1997年12月	<ul style="list-style-type: none"> アジア通貨危機の始まった1997年に、日中韓の首脳がASEAN30周年記念のASEAN首脳会議に招待されたことを機に始まった。1998年以降、毎年ASEAN首脳会議に合わせて開催している。 首脳会議、外相会議、財務相会議、経済相会議を実施。 経済を中心に東アジアの連携を図る協力会議。 2016年2月、AMRO (ASEAN+3 Macroeconomic Research Office、シンガポール設置) 設立協定発効。
東アジア自由貿易圏 (East Asia Free Trade Area / EAFTA)	自由貿易圏構想	ASEAN加盟国、日本、中国、韓国	2,179.3	18,947.0	2001年11月提唱	<ul style="list-style-type: none"> 2001年11月、第5回ASEAN+3の首脳会議にて、韓国の金大中大統領が提唱。 2004年11月、第8回ASEAN+3首脳会議にて、民間専門家による研究開始を決定。 2006年8月、民間専門家が、ASEAN+3経済関係会議に研究報告書を提出。 2007年1月、第10回ASEAN+3首脳会議にて、民間専門家による第2段階の研究開始を決定。 2009年8月、民間専門家が、ASEAN+3経済関係会議に第2段階の研究報告書を提出。政府間で具体的な課題の研究を継続することを確認。 2010年8月、ASEAN+3経済関係会議に、中国がASEAN+3各国の「貿易円滑化のロードマップ」を提出。 日本がASEAN+6経済関係会議で提案した東アジア包括的経済連携 (CEPEA) の「イニシャル・ステップス」と並行して、検討を進める。 2011年8月、ASEAN+3経済関係会議において、EAFTAとCEPEAの研究報告における提言を引き続き検討することを確認。 2011年11月、東アジアサミットにおいて、ASEAN側は、東アジア包括的経済連携を推進することで一致。
東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership / RCEP)	自由貿易圏構想	ASEAN加盟国、日本、中国、韓国、インド オーストラリア、ニュージーランド	3,518.7	22,555.3	2013年5月交渉開始	<ul style="list-style-type: none"> 2011年11月、ASEAN諸国が提唱。 2012年4月、ASEAN首脳会合において年内の交渉開始に合意。 2012年8月、ASEAN+FTAパートナー国経済関係会合において、交渉の指針および目的にかかる文書を採択。 2012年11月、東アジア首脳会議において、RCEPの締結に向けた交渉開始を宣言。 2013年5月、交渉開始。 2016年9月、ASEAN関連首脳会議において、RCEP首脳が共同声明文を発出。交渉の迅速な妥結に向け協調的な方法で更に交渉を強化することを確認。 2017年2月から3月にかけて第17回交渉実施 (於神戸)。
華南経済圏	自然発生	中国 (華南地域)、香港、マカオ	—	—	自然発生 (1980年以降)	<ul style="list-style-type: none"> 1980年代、中国の改革開放政策推進に伴い、香港・台湾の労働集約型産業による広東省を中心とした中国沿岸地域への産業移転が進行。その結果、広東省を中心に、香港・台湾の資金・技術と中国の低コストの土地・労働力等を組み合わせた地域経済圏が自然発生。 1990年代、華南地域の中でも特に珠江デルタ地域 (珠江の河口を囲む深圳市・東莞市・広州市・珠海市・中山市等) が、日系、欧米系、韓国系企業による積極的な進出を背景に、情報技術 (IT) 関連部品産業・自動車産業等の世界的な一大集積地として急成長。 2003年6月、中国・香港両政府が「経済緊密化協定 (CEPA)」を締結、両地域間の物品、サービス貿易の拡大が図られることとなった。2003年6月以降、両政府は「補充協定」を順次締結、2011年12月には「補充協定Ⅷ」を締結 (発効日は2012年4月1日)。 2008年12月、中国政府は「珠江デルタ地域改革発展計画要綱 (2008～2020年)」を発表、広東省、香港、マカオの関係強化を図り、制度面や行政区画上の障壁を可能な限り取り除き、「ヒト、モノ、カネ」の自由な往来を目指すとした。広州・香港間の高鉄、珠海市・香港・マカオ間の大橋の設計、建設が開始。 2009年6月、広西チワン族自治区南寧市で広域珠江デルタ地域協力・発展フォーラムを開催、域内の各種許認可手続きの簡略化を提言。 2010年4月、広東省、香港両政府が「広東・香港連携枠組み協定」を締結、珠江デルタ地域の国際競争力向上を目指すとした。 2015年4月、中国政府は広東自由貿易試験区を設置。サービス貿易や金融等の分野で中国と香港の相互協力の深化が推進される。
環日本海経済圏	自然発生	日本、韓国、北朝鮮、中国 (東北三省)、ロシア (極東部)	—	—	自然発生	<ul style="list-style-type: none"> 日本の日本海沿岸地方、極東ロシア、中国、韓国による文化・経済交流、ビジネス拡大を図る活動。

<アジア・大洋州>

名称	形態	参加国/地域	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴(目的等)、最近の動き等
大豆満江イニシアティブ (Greater Tumen Initiative/GTI)	国連開発計画 (UNDP) 主導の計画	中国(東北三省、内モンゴル自治区)、 モンゴル、韓国、ロシア(極東部)	-	-	1995年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・北東アジア、とくに中国、北朝鮮、ロシア国境を流れる豆満江流域の、持続可能な開発と経済成長を目指す計画。 ・1991年にUNDPが提唱。豆満江周辺の韓国、モンゴルも加えて、1995年に「豆満江地域開発プログラム (TRADP)」として成立。 ・2005年、大豆満江イニシアティブ (GTI) へと改称。5分野(輸送、貿易・投資、観光、エネルギー、環境)での協力を進める。 ・2009年11月、北朝鮮が脱退。 ・2016年4月、第16回諮問委員会を韓国のソウルで開催。上記5分野における協力を確認。 ・新たな国際機関への移行を目指して取り組みを進めている。
上海協力機構 (Shanghai Cooperation Organization/ SCO)	地域協力機構	中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、 タジキスタン、ウズベキスタン、 インド・パキスタン(2017年正式加盟予定)	3, 078. 6	14, 970. 9	2001年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・1996年4月、ウズベキスタンを除く5か国でスタートした「上海ファイブ」が前身。 ・2001年6月、ウズベキスタンが加盟し、上海協力機構と改称。 ・設立当初の目的は、国境地帯における軍事的な緊張の緩和であった。その後、エネルギー利用をはじめ、政治・経済の幅広い分野での協力を目指している。 ・2006年6月の首脳会議には、インド、イラン、モンゴル、パキスタンの4か国がオブザーバーとして参加した。 ・2007年8月、首脳会議と合同軍事演習を実施。11月には首相会議も開催された。 ・2008年8月、首脳会議がドゥシャンベ(タジキスタン)で開催された。各国元首は政治、安全保障、経済、人文の各面で上海協力機構の協力を一層強化することを決定。「対話パートナー条例」を採択し、上海協力機構の一層の対外開放、協力拡大への新たな法的基盤とした。 ・2009年10月、北京(中国)で首脳会議を開催。加盟国間の経済連携が主要テーマとなった。 ・2010年6月、タシケント(ウズベキスタン)で首脳会議を開催。中国、ロシア両首脳は、騒乱が続くキルギス情勢の早期安定化を呼び掛けた。 ・2010年9月、ウズベキスタンを除く加盟国は、カザフスタンにおいて、反テロ軍事演習をおこなった。 ・2011年5月、加盟国は、新疆ウイグル自治区カシュガルにおいて、反テロ軍事演習をおこなった。 ・2011年6月、アスタナ(カザフスタン)で首脳会議を開催。混乱が続くリビアにおける武力行使の停止を求め、「アスタナ宣言」を採択した。 ・2011年10月、サンクトペテルブルク(ロシア)で首相会議を開催。アフガニスタン情勢などについて協議した。 ・2012年6月、北京(中国)で首脳会議を開催。シリアなど中東地域の軍事介入に反対することなどを盛り込んだ「北京宣言」を採択した。 ・2012年12月、ビシュケク(キルギス)で首脳会議を開催。知的財産権保護の協力強化などの実務協力に関する覚書を締結した。 ・2013年9月、ビシュケク(キルギス)で首脳会議を開催。文化、科学技術、観光、衛生分野におけるの協力強化などで一致。「ビシュケク宣言」を採択した。 ・2014年9月、ドゥシャンベ(タジキスタン)で首脳会議を開催。シリア問題、ウクライナ問題について話し合われたほか、域内の道路や鉄道網などのインフラ整備などを進めることで合意。また、インドが上海協力機構への加盟を正式申請。「ドゥシャンベ宣言」を採択。 ・2015年7月、ウファ(ロシア)で首脳会議を開催。インドとパキスタンの加盟手続きを正式に決定。「一帯一路」構想を通じて連携強化する方針。また、安全保障面での協力についても強調。「ウファ宣言」採択。 なお、SCO加盟の全首脳は、9月の中国人民抗日戦争及び反ファシスト戦争勝利70周年記念式典に参加。 ・2016年6月、タシケント(ウズベキスタン)で首脳会議を開催。インド、パキスタンの加盟に向けた覚書を調印。また、共同声明で「ミサイル防衛システムの一時的な構築」や「南シナ海問題への当事国以外の介入」について言及し、米国をけん制。なお、イランの新規加盟については見送り。
成長の三角地帯 (バタム島)	経済開発政府間 プロジェクト	シンガポール、 インドネシア(バタム島、ピンタン島)、 マレーシア(ジョホール州)	-	-	1989年末	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールが近接しているインドネシアのバタム島とピンタン島、マレーシアのジョホール州に生産拠点を設け、その資金調達・物流等を担う構想。 ・労働集約型の企業進出が多い。
南アジア地域協力連合 (South Asian Association for Regional Cooperation/ SAARC)	地域協力機構	インド、パキスタン、バングラデシュ、 スリランカ、ネパール、ブータン、 モルディブ、アフガニスタン オブザーバー：日本、中国、米国、EU、韓国、 イラン、モーリシャス、オーストラリア、 ミャンマー	1, 744. 2	2, 689. 8	1985年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・SAARC憲章において、目的を、南アジア諸国民の福祉の増進、経済社会開発および文化面での協力、協調等の促進等と規定。 ・1995年12月、南アジア特惠貿易協定(SAPTA)発効。 ・2004年1月、第12回首脳会議において、南アジア自由貿易地域(SAFTA)枠組協定、SAARC社会憲章等を採択。SAFTA枠組協定に基づき、インド、パキスタン、スリランカは2006年1月から7年間で、またそれ以外の加盟国は10年間で、関税率を0~5%にすることに合意。 ・2006年1月、SAFTA発効。 ・2007年4月、第14回首脳会議において、アフガニスタンの新規加盟を承認。 ・2008年8月、第15回首脳会議において、アフガニスタンのSAFTA加盟に関する議定書署名。

<北米・中南米>

名称	形態	参加国/地域	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴(目的等)、最近の動き等
ラテンアメリカ統合連合 (Asociacion Latinoamericana de Integracion/ ALADI)	特惠貿易連合	アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、 コロンビア、キューバ、ペルー、 エクアドル、メキシコ、パナマ、パラグアイ、 ウルグアイ、ベネズエラ	559.2	4,938.0	1981年	<ul style="list-style-type: none"> ・設立目的は、(1) 域内特惠関税の設定、(2) 全域協定、(3) 域内部分協定を通じ、漸進的かつ段階的に共同市場を形成すること。 ・「授権条項」(GATT第1条の一般的最恵国待遇の例外として、途上国に有利な待遇を与えることができる)に基づきGATTに正式に承認された地域統合。GATT第24条に規定される自由貿易協定(実質的に全ての貿易について妥当な期間内に関税、その他の制限的な通商規則を撤廃する、等が要件)に該当しない。 ・このため以下を特徴とする。(1)自由貿易地域完成の期限を定めない、(2)加盟国間の開発段階の違いに配慮する規定を盛り込む、(3)特惠関税を全加盟国に無差別に適用する必要性を排除し、加盟国を発展の程度に応じて3分類し、開発の進んでいる国は開発の遅れている国に対しより大幅な関税引き下げを譲許する。部分協定(Acuuerdo de Alcance Parcial: AAP)には、広範な貿易を網羅する経済補完協定(Acuuerdo de Complementacion Economica: ACE)、農産物貿易に関する農業協定、貿易手続きや貿易救済措置に係る貿易促進協定等がある。現在38のACEがあり、南米南部共同市場(メルコスール)はACE No. 18、チリとボリビアのメルコスール準加盟はそれぞれACE No. 35、ACE No. 36としてALADIに登録されている。AAP、とくにACEは、その柔軟性により多用されており、域内貿易自由化・貿易促進に寄与している。
北米自由貿易協定 (North American Free Trade Agreement/ NAFTA)	自由貿易協定	米国、メキシコ、カナダ	484.0	20,731.0	1994年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国と途上国の経済統合。 ・財および金融・通信などサービス貿易の自由化、投資に関する規則、紛争処理、知的所有権、アンチダンピング・相殺関税、政府調達関係などの多岐にわたる規則を含む。 ・環境と労働に対する補完協定あり。 ・原産地比率規制(ローカルコンテンツ)、域内国に対する選択的セーフガード措置等は、實際上、域外諸国を貿易・投資面で差別することになり、FTAではあるが、排他性の強いものとなっている。 ・2017年1月、NAFTA協定の再交渉あるいは脱退を公約に掲げたトランプ米大統領が就任。早ければ17年6月下旬より再交渉が開始される見込み。
メルコスール (Mercado Comun del Sur / MERCOSUR)	共同市場	ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、 ウルグアイ、ベネズエラ(注3)、ボリビア(注1) 準加盟国: チリ、ペルー、エクアドル、コロンビア スリナム(注2)、ガイアナ(注2) (注1) 加盟国各国議会の批准待ち。正式加盟まで 議決権はない。 (注2) 批准待ち。 (注3) 加盟国資格停止。	303.2	2,842.8	1995年	<ul style="list-style-type: none"> ・財・サービスの域内流通自由化(2000年1月より自動車と砂糖を除く域内関税撤廃済)、域外共通関税設定と対外貿易政策の実施、生産要素の域内移動自由化等を進めている。 ・域外国・経済圏との協定は、中南米諸国(チリ、ペルー、メキシコ等)との経済補完協定(ACE)、イスラエルとのFTA、およびインドとの「固定優遇関税協定(一部の品目に限り関税率引き下げを行う協定)」、および南部アフリカ関税同盟(SACU)との特惠貿易協定は発効済み。エジプトとのFTA、パレスチナ自治政府とのFTAは署名済。EUとはFTA締結に向け交渉中。 ・1991年3月、1994年末までに域内関税の撤廃を目的としたメルコスールを発足させることで合意したアスンシオン条約に署名(1991年11月29日発効)。 ・1995年1月1日、メルコスール発足。 ・2006年7月、ベネズエラの加盟議定書に署名。 ・2010年8月、対外共通関税の二重課税撤廃、関税収入配分メカニズム導入の段階的実施を決定。 ・2010年12月、メルコスール加盟4か国(除ベネズエラ)、インド、韓国、エジプト等を含む11か国が「途上国間貿易特惠枠組み協定の新議定書」に署名。 ・2012年6月の首脳会合で、パラグアイの加盟資格を停止。パラグアイを除く3か国の国会で加盟承認の批准手続きが完了していたベネズエラの加盟を決議。7月31日のメルコスールの臨時会合でベネズエラの加盟を正式承認。 ・2012年12月、ボリビアの加盟議定書に署名。 ・2013年7月、ボリビア国会は加盟を批准。 ・2013年8月、カルテス新大統領就任とともにパラグアイの資格停止は解除された。12月にパラグアイ国会はベネズエラの加盟議定書を批准。 ・2016年12月、メルコスール創設4か国はベネズエラに対して加盟国資格を一時停止すると通知
アンデス共同体 (Comunidad Andina/ CAN)	共同市場	コロンビア、ペルー、エクアドル、ボリビア 準加盟国: アルゼンチン、ブラジル、チリ、 パラグアイ、ウルグアイ オブザーバー: スペイン	106.5	614.4	1969年創設のアンデス・ グループを1997年8月 に改組	<ul style="list-style-type: none"> ・設立目的は、統合と協力による加盟国の調和的発展の促進、経済成長と雇用創出の促進、地域統合プロセスへの参加促進、加盟国の対外的脆弱性改善と立場の向上、不均衡は正と連携強化等。 ・2003年12月にメルコスールとFTAを締結。 ・2004年からの対外共通関税適用(4段階税率0、5、10、20%)を予定していたが、コロンビア、ペルー、エクアドルの対米FTA個別交渉により頓挫。発効は2014年12月31日まで停止。 ・2006年1月、域内関税撤廃を留保していたペルーが、域内関税撤廃手続きを完了。アンデス自由貿易圏完成。 ・2006年4月、コロンビア、ペルーの対米FTA締結交渉開始に反発してベネズエラが脱退。 ・2007年9月、EUとのFTA交渉を開始したが、CAN諸国の足並みが揃わず頓挫。コロンビア、ペルーが個別に交渉を継続し2010年に交渉妥結。 ・2012年12月に欧州議会が対コロンビア、対ペルーFTAを批准。ペルー・EU FTAは2013年3月、コロンビア・EU FTAは2013年8月に発効。 ・2013年4月、エクアドルが対EU・FTA交渉再開を申し入れ、その後4回の交渉を経て、2014年7月にEU・コロンビア・ペルーの協定にエクアドルが加盟することで妥結、16年11月に署名。

<北米・中南米>

名称	形態	参加国/地域	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴(目的等)、最近の動き等
カリブ共同体 (Caribbean Community / CARICOM)	共同市場	アンティグア・バーブーダ、 バハマ、バルバドス、ベリーズ、 ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、 ハイチ、ジャマイカ、 セント・クリストファー・ネイビス、 セントルシア、スリナム、 セント・ビンセント・グレナディーン諸島、 トリニダード・トバゴ、 モンセラット(英領) 準加盟国: アンギラ、ケイマン諸島、バミューダ諸島 タークスカイコス諸島、ヴァージン諸島 (すべて英領)	17.8	76.1	1968年設立のCARIFTA (カリブ自由貿易連合) が発展的解消し、 1973年8月設立	<ul style="list-style-type: none"> カリブ共同市場の設立、加盟諸国間の外交政策の調整。 単一経済市場・経済(CSME)の形成を目標とし、域外共通関税(CET)の導入を決定しているが、一部加盟国の足並みが揃わず、実現に至っていない。 下部組織として、東カリブ海諸国機構を持つ。 2015年までにカリコム単一経済(CSE)の実施を目指す。 1983年7月、バハマが正式加盟。 1991年4月、株式取引所の相互取引開始。将来的には統一通貨も予定。 1994年6月、コロンビアと自由貿易協定に調印。発効は1995年1月。 1994年7月、カリブ海沿岸諸国と「カリブ諸国連合」設立条約に調印。 1995年7月、スリナムが正式加盟。 2002年7月、ハイチが正式加盟。 2014年7月、日・カリコム首脳会合(於トリニダード・トバゴ) 2016年7月、日・カリコム首脳会合(於トリニダード・トバゴ)
中米共同市場 (Central American Common Market/ CACM)	共同市場	コスタリカ、エルサルバドル、ニカラグア グアテマラ、ホンジュラス	41.4	176.9	1961年	<ul style="list-style-type: none"> 共同市場の創設、関税同盟の設立、中米貿易地域の完成を目指す。 1961年発効の「中米経済統一般条約」により発足。 参加国の工業化を促す等の成果を上げたが、中米紛争等により有名無実化した。 中米紛争が終結した後、再び中米域内の貿易を活性化しようとする動きが出てきた。 1992年5月にエルサルバドル・グアテマラ・ホンジュラスが中米三国自由貿易協定に署名。1993年4月にニカラグアが加わった後、同年10月には「中米経済統一般条約」の再活性化を目指す「グアテマラ議定書」が中米5か国により署名された。 1997年9月にニカラグアで首脳会議を開き、地域統合の推進と政治同盟の設置を支持するマナグア宣言が調印された。 域内関税は4品目を例外として廃止済。0～15%の域外共通関税を導入し、関税同盟への発展を計画。
米州自由貿易地域 (Free Trade Area of Americas / FTAA)	自由貿易圏構想	米州34か国(以下のとおり) アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、 ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル ガイアナ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ コロンビア、ジャマイカ、 スリナム、セントルシア、 セント・ビンセント・グレナディーン諸島、 セント・クリストファー・ネイビス、チリ、 ドミニカ国、ドミニカ共和国、 ニカラグア、トリニダード・トバゴ、 ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、 バルバドス、ブラジル、ベリーズ、 ベネズエラ、ペルー、ボリビア、 ホンジュラス、メキシコ、カナダ、米国	974.8	24,768.7	交渉中	<ul style="list-style-type: none"> 南北米州全地域を含む自由貿易圏構想。 1994年12月にマイアミで開催された第1回米州首脳会議で、2005年1月に交渉を終え12月までに発効することに合意した。 議長国は1998～1999年カナダ、1999～2001年アルゼンチン、2001～2002年はエクアドル、2002年11月～は米国とブラジル。 2003年11月、マイアミで行われた閣僚級会合では、各国ともに自国の望まない規定を取り入れないことを認める「FTAA ライト」という内容で交渉を再開することで合意した。しかし、農業分野、鉄鋼、労働、環境などで交渉が難航。 交渉は2004年2月に開催された貿易交渉委員会(TNC、次官級会合)を最後に停止。農業補助金などを巡る米国とブラジル など南米諸国の対立が主な要因。 2005年11月にアルゼンチンのマルデルプラタで開催された第4回米州サミットで、推進派(米国、メキシコ、チリ、ボリビア、 コロンビア、エクアドル、ペルー、中米、カリブ諸国)は、声明文に交渉スケジュールを盛り込もうとしたが、 メルコスール諸国とベネズエラは、米国・カナダの農業補助金削減が条件と主張、両者の溝は埋まらず、決裂した。 2013年4月にコロンビアのカルタヘナで開催された第6回米州サミットでは、キューバの参加資格を巡る議論が行われた。 キューバの参加には圧倒的多数が賛成したものの、米国が拒否権を行使したため、採択に至らなかった。
太平洋同盟(Pacific Alliance)	経済共同体	チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー オブザーバー国: パナマ(加盟予定)、コスタリカ(加盟予定)、日本、韓国、 アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、 インドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、英国、 エクアドル、エジプト、エルサルバドル、オーストラリア、 オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、 グアテマラ、ジョージア、シンガポール、スイス、 スウェーデン、スロバキア、スペイン、チェコ、 中国、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、 トリニダードトバゴ、トルコ、ニュージーランド、タイ、 ノルウェー、ハイチ、パラグアイ、ハンガリー、 フィンランド、フランス、米国、ベルギー、ポーランド、 ポルトガル、ホンジュラス、モロッコ、ルーマニア	224.6	1,865.8	2012年6月設立 (2011年4月設立合意)	<ul style="list-style-type: none"> 2011年4月にペルーのガルシア大統領(当時)が、メキシコ、コロンビア、チリおよびパナマに呼びかけ、設立合意。 加盟国間の経済統合とアジア太平洋地域との政治経済関係強化を目指す。 全正規加盟国と二国間FTAを締結していることが加盟の条件。 2013年1月に開催された第6回首脳会合において日本はアジア初のオブザーバー国となった。 2014年2月に開催された第8回首脳会合において域内貿易の92%を関税撤廃とする太平洋同盟枠組み協定の「追加議定書」に署名。 残り8%は、3～17年をかけて段階的に撤廃の予定。各国議会による批准の手続きへ。 2014年6月に開催された第9回首脳会合においてラテンアメリカ統合市場(MILA)へのメキシコ証券取引所の参加が承認された。 2015年7月に開催された第10回首脳会合において太平洋同盟枠組み協定の発効をうたう「パラカス宣言」に4か国首脳が署名した。 2016年5月に「追加議定書」が発効。

<欧州>

名称	形態	参加国/地域	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴(目的等)、最近の動き等
欧州連合 (European Union/ EU)	国家連合	ベルギー、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、 スペイン、フランス、アイルランド、 イタリア、ルクセンブルク、オランダ、 オーストリア、ポルトガル、 フィンランド、スウェーデン、 英国、ポーランド、ハンガリー、 チェコ、スロバキア、スロベニア、 リトアニア、ラトビア、エストニア、 マルタ、キプロス、ブルガリア、ルーマニア クロアチア	509.7	16,311.9	1958年1月 EEC設立 1993年11月 EU設立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC)、欧州経済共同体 (EEC)、欧州原子力共同体 (EURATOM) を設立の母体とする。 ・ 当初は域内関税の撤廃、域外共通関税の設定という関税同盟であったが、EU設立以後、金融政策の一元化、共通通貨ユーロの導入、欧州市民権の導入、共通安全保障政策など取り扱う分野は多岐に亘っている。 ・ 2004年5月、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニア、マルタ、キプロスの10か国が加盟。 ・ 2005年5～6月、フランスとオランダの国民投票で欧州憲法批准が否決された。 ・ 2005年10月、トルコ、クロアチアが加盟交渉を開始した。 ・ 2005年12月、マケドニアが加盟候補国と認定された。 ・ 2007年1月、ブルガリア、ルーマニアが加盟。 ・ 2009年12月1日、リスボン条約発効。同条約により、常任の欧州理事会議長職およびEU外務・安全保障政策上級代表職が創設され、欧州対外活動庁の創設等機構改革および共通外交・安全保障政策実施体制の強化、欧州議会・各国議会の権限強化等が図られた。 ・ 2010年5月、ギリシャのソブリン債務問題に対応し、欧州金融安定化基金が創設された。 ・ 2010年7月にアイスランドが、12月にモンテネグロが加盟候補国と認定された。 ・ 2011年12月、クロアチアが加盟条約を締結。 ・ 2012年5月、経済・財務相理事会で、新たな自己資本規制を導入することで合意。2013年から徐々に資本規制の水準を引き上げる予定。 ・ 2012年6月、モンテネグロが加盟交渉を開始した。 ・ 2012年10月、欧州安定メカニズム (ESM) が発足。最大融資能力は5,000億ユーロ。 ・ 2012年11月、欧州理事会で、日本とのEPA (経済連携協定) 交渉開始を承認。 ・ 2012年12月、ノーベル平和賞受賞。 ・ 2013年1月、英国、チェコを除く25加盟国が合意した財政協定が発効 (国内法化期限は2014年1月)。 ・ 2013年3月、セルビアが加盟候補国と認定された。 ・ 2013年7月、クロアチアが加盟。 ・ 2014年1月、ラトビアがユーロを導入 (18か国目)。 ・ 2014年1月、セルビアが加盟交渉を開始した。 ・ 2014年6月、アルバニアが加盟候補国と認定された。 ・ 2014年11月、銀行単一監督メカニズム (SSM) が始動。 ・ 2015年1月、リトアニアがユーロを導入 (19か国目)。 ・ 2015年7月、欧州戦略的投資基金 (EFSI) の15年秋からの始動が決定。投資総額は3年間で3,150億ユーロ。 ・ 2016年1月、銀行単一破綻処理メカニズム (SRM) が始動。 ・ 2016年6月、英国でのEU離脱の是非を問う国民投票で離脱派が勝利。 <p>(参考) EUの他国・他地域とのFTA等は、ECウェブサイト Trade > Policy > Countries and regions > Agreementsを参照。</p>
バルト海沿岸評議会 (Council of the Baltic Sea States/ CBSS)	地域協力機構	ドイツ、スウェーデン、デンマーク、 フィンランド、ポーランド、ロシア、 リトアニア、ラトビア、エストニア、 アイスランド、ノルウェー、EU	296.2	6,688.2	1992年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1992年3月、構成国の外相会議にて創設を決定。 ・ 経済協力のほか、政治的支援や環境保全、教育、文化、情報、通信など、幅広い分野で相互協力体制を築いていく構想。
中欧自由貿易協定 (Central European Free Trade Agreement/ CEFTA)	自由貿易協定	マケドニア、コソボ、 ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、 セルビア、モンテネグロ、アルバニア	21.8	91.8	1993年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU加盟までの準備段階との位置づけ。 ・ 1992年、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキア(当時)により締結。1994年発効。当初は、EUの加盟候補国であることが加盟条件であった。 ・ 1996年、スロベニア、1997年、ルーマニア、1999年、ブルガリアが加盟。 ・ 2004年、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニアが、2007年、ルーマニア、ブルガリアが、EU加盟により脱退。 ・ 2006年、協定改定により、加盟条件が、「EU加盟候補国」から「EUとの間にいずれかの連合協定を締結していること」に変更され、EUとの間で「南東欧安定化協定 (Stability Pact for South Eastern Europe)」を締結していた西バルカン諸国、およびモルドバが加盟対象となった。 ・ 加盟条件(2006年改定) <ul style="list-style-type: none"> (1) WTO加盟国であること、またはWTOの規則遵守をコミットしていること (2) EU加盟国との間に何らかの連合協定が締結されていること ・ 2007年、各加盟国で改定後の協定が発効。 ・ 2013年、クロアチアがEU加盟により脱退。

<欧州>

名称	形態	参加国/地域	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴(目的等)、最近の動き等
欧州協定 (Europe Agreement) 安定化・連合協定 (Stabilisation and Association Agreements : SAAs)	EU加盟準備を目的とするEUと各個別国間のバイラテラルな政治・経済両面での連合協定	欧州協定：終了 ポーランド、ハンガリー(1992年)、チェコ、スロバキア、ルーマニア、ブルガリア(1993年)、エストニア、リトアニア、ラトビア(1995年)、スロベニア(1996年) 安定化・連合協定：発効済 マケドニア(2004年)、クロアチア(2005年～2013年)、アルバニア(2009年)、モンテネグロ(2010年)、セルビア(2013年)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(2015年)、コソボ(2016年)	-	-	1990年12月	<ul style="list-style-type: none"> 将来のEU加盟に備えて、人・モノ・サービス・資本の自由移動を図るとともに各国の諸制度をEUの制度に近づけることを目的とするバイラテラルな協定。貿易自由化に関する条項を含む、政治・経済面における連合協定。 欧州協定は、2000年11月に、旧ユーゴスラビア諸国の将来のEU加盟を前提とした「安定化・連合プロセス(Stabilisation and Association Process)」創設に伴い、2004年および2007年に協定国がEU加盟を果たすと終了した。 安定化・連合プロセスは、EU加盟を希望する国に適用され、毎年その進捗状況が公表される。 2013年、クロアチアはEUに加盟した。
地中海連合 (Union for the Mediterranean / UFM)	自由貿易圏構想を伴う連合協定	EU、モンテネグロ、トルコ アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モナコ、モロッコ、チュニジア アルジェリア、エジプト、モーリタニア、イスラエル、ヨルダン、レバノン、パレスチナ、シリア	821.5	18,184.1	1995年	<ul style="list-style-type: none"> 1995年のバルセロナ宣言に基づき、EUと地中海諸国の経済協力・民主化推進を目的とした「バルセロナプロセス」を開始。(2008年7月、地中海連合に承継) 最終的には欧州・地中海自由貿易圏(Euro-Mediterranean Free Trade Area)の創設を目標に、各国はEUと個別の連合協定を締結。 「欧州近隣政策(European Neighbourhood Policy)」を基本に、中東および北アフリカ諸国との間では、EU加盟を前提としない。
欧州経済領域協定 (European Economic Area)	自由貿易協定	EU、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン	515.2	16,715.1	1994年1月	<ul style="list-style-type: none"> EU・EFTA両加盟国間でのヒト、モノ、カネ、サービスの自由移動を保証し、通商・経済関係の共通のルールを規定。(但し、EU関税連合、第三国に対する共通通商政策、あるいは漁業・農業政策については規定していない。) なお、EFTA加盟国のうち、スイスの加入は国民投票で否決されたため、一部内容を変更し、EU・スイス自由貿易協定を締結(2002年)。 2013年12月、ノルウェー・アイスランド・リヒテンシュタインは、EUに新規加盟したクロアチアのEEA参加を認める合意書に仮調印、2014年4月、クロアチアのEEA加盟が正式に承認された。
独立国家共同体 (Commonwealth of Independent States/ CIS)	緩やかな調整組織	ロシア、ベラルーシ、カザフスタン モルドバ、アルメニア、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン(準加盟国) (脱退手続き中：ウクライナ)	283.8	1,850.0	1991年12月	<ul style="list-style-type: none"> 独立国である新国家が「民族自決、主権平等、自由、民主主義、市場経済原理に立脚した新秩序」の構築を目指すための組織である(旧ソ連と異なり、それ自体は国家ではない)。 対等な独立諸国の国家連合を建前としているが、現実にはロシアが人口、経済力、技術力、軍事力など殆どすべての面で圧倒的な力を有している。 首脳会議は年2回以上、首相会議は年4回以上開催されることになっている。 最近では政治およびエネルギー問題などで、各国の利害対立あり。 2008年8月、南オセチアにおけるロシアのとの軍事衝突により、ジョージアは脱退を表明し、2009年8月に正式に脱退した。 2014年3月、ロシアによるクリミアの事実上の編入を受け、ウクライナが脱退を表明。
CIS自由貿易圏	自由貿易協定	ロシア、ベラルーシ、アルメニア、カザフスタン、モルドバ キルギス、ウズベキスタン タジキスタン(未批准) ウクライナ(ロシアとのFTAは破棄)	260.2	1,753.0	2012年9月	<ul style="list-style-type: none"> 2011年10月、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギス、モルドバ、タジキスタンが自由貿易圏に関する協定に署名。 2012年9月、ロシア、ベラルーシ、ウクライナの3か国により発効。 2012年10月にアルメニア、12月にカザフスタン、モルドバが正式加盟。 2014年1月にキルギスが正式加盟。 2014年5月にウズベキスタンが正式加盟。 2016年1月1日からロシアがウクライナとの協定を一時的に破棄。
ユーラシア経済連合	経済同盟	ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、 アルメニア(2015年1月2日加盟) キルギス(2015年8月12日加盟)	180.1	1,588.0	2015年1月	<ul style="list-style-type: none"> 2010年1月、域外国に対し、3か国共通の輸入関税率を適用。 2010年7月、「共通関税法典」の発行に関する共同声明に署名。 2012年1月からユーラシア経済共同体が発足。 2015年1月からユーラシア経済連合が発足。 2015年1月にアルメニア、8月にキルギスが正式加盟。 2016年10月にベトナムとのFTAが発効。

<中東・アフリカ>

名称	形態	参加国/地域	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴(目的等)、最近の動き等
アラブ・マグレブ連合 (The Arab Maghreb Union/ AMU)	経済共同体	アルジェリア、リビア、モロッコ、 チュニジア、モーリタニア	95.6	350.1	1989年7月1日発効	<ul style="list-style-type: none"> 1989年2月17日に現加盟国5か国が設立条約に調印(同年7月1日発効)。 連合の活動目的は、①加盟国家・国民間の友好関係の強化、②人権の保護、③域内の人・モノ・サービス・資本移動の自由化、④共通の経済政策の導入、など。③および④の実現のため、域内関税の撤廃を目標に掲げている。 1994年から2008年にかけて、アルジェリアとモロッコの対立を背景に連合は機能停止に陥った。 2008年7月、13年ぶりとなるエネルギー相会合がアルジェリアで開催された。 2011年以降、アルジェリア・モロッコ間の緊張の緩和、リビアとチュニジアにおける独裁体制の終焉、チュニジアのマルズーキ大統領による域内統合の呼びかけなどを背景に、連合の活動が活発化している。 2013年1月、域内の経済統合に関する第5回会合が開催され、加盟各国の経済省、財務省、中銀などの代表とIMFのラガルド専務理事が出席した。同会合では、地域の開発銀行としてマグレブ投資貿易銀行(BMICE)を設立することが決定された。BMICEは加盟各国のインフラ整備事業や中小企業への融資を通じた地域経済の発展(とくに若年層雇用の創出)を目的とする。資本金は5億ドルで、参加5か国が1億ドルずつ出資する予定。 2013年5月、第8回「マグレブ財政・金融閣僚理事会」がマラケシュで開催された。同会合ではBMICEの設立を2013年12月、活動開始を2014年としたが、これまでのところ活動開始は発表されていない。 2013年10月、バルセロナで開催された「西地中海5+5経済フォーラム」において、マグレブ貿易投資連合(UMCI)の設立が発表された。UMCIは連合の下部組織として域内の貿易・投資を促進することを目的としている。 2014年5月に開催された第32回AMU外相会合において、1994年以来となるAMU首脳会合を同年10月にチュニジアで開催する方向で調整に入ることが確認されたものの、17年1月現在、首脳会合は実現していない。
湾岸協力理事会 (Gulf Cooperation Council/ GCC)	関税同盟 経済共同体	アラブ首長国連邦、バーレーン、 クウェート、オマーン、カタール、 サウジアラビア	52.7	1,395.9	1981年5月	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国間の緊密な協力と協調を前提とし、軍事、経済、文化、情報、社会、司法などの分野で共通の制度を設置。 2003年1月関税同盟結成、2008年1月共同市場(資本・労働の移動の自由化)を実現。 2009年12月、サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタールが、通貨統合協定の発効を宣言。 (2010年中の通貨統合実施を目標としていたが、参加予定国間の意見調整が進まず、実施は棚上げ) 2011年3月、国内で反政府運動が生じているバーレーンおよびオマーンに対する支援を目的に、200億ドルの基金を設立。 2011年3月、シーア派による反政府デモが続くバーレーンからの要請を受け、合同軍を同国へ派遣。 2011年4月、混乱するイエメンに対してGCC調停案を提示し、同年11月同国サーレハ大統領が、大統領権限移譲などを含むGCC調停案に署名。 2014年12月、湾岸警察(GCC-POL)と統合海軍の創設に合意。 2015年3月26日、オマーンを除くGCC5か国による有志連合軍がイエメンのシーア派武装部族「ホーシー」に対して空爆を開始。4月以降地上戦開始。 2016年1月16日、GCC6か国が付加価値税(VAT)導入につき合意に至る。アラブ首長国連邦は18年までVAT導入を予定しており、他のGCC諸国も数年以内の導入を予定。 2016年11月、GCC6か国を結ぶガルフ鉄道の建設計画(全長約2,100km、総工費約2,400億ドル)の完成目標時期が18年から21年へ変更された。
イスラム開発協力会議特惠貿易協定	特惠関税協定	イラン、エジプト、インドネシア、マレーシア、 ナイジェリア、パキスタン、トルコ (バングラデシュ、エジプトは未批准)	1,069.3	3,544.1	2006年5月署名 2011年8月発効	<ul style="list-style-type: none"> 協定発効後は監督委員会の許可なく輸入関税の引き上げを禁止。
西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States / ECOWAS)	経済共同体	ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、 ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、 リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、 セネガル、シエラレオネ、トーゴ、カーボヴェルデ	349.2	623.5	1975年5月発効	<ul style="list-style-type: none"> 共同市場と共通通貨の創設によって域内の経済統合を推進する機関として、1975年に西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)が設立された。 15か国のECOWAS加盟国のうち、共通通貨として西CFAフランを用いる8か国は西アフリカ経済通貨同盟(UEMOA)を、残りの7か国は西アフリカ通貨圏(WAMZ)を構成している(詳細はUEMOAおよびWAMZの項を参照)。経済統合においてはUEMOAが先行しており、WAMZの統合を進めた上でUEMOAとWAMZを合流させることが当面の課題となっている。 ECOWAS内では、人口、国土、経済規模において突出しているナイジェリアが主導的地位にある。また、仏語圏の中心であるコートジボワール、英語圏の有力国であるガーナなどの発言力が強い。 共通通貨の創設は、1987年に開始された通貨協力プログラム(EMCP)の下で進められている。EMCPの一環として、2000年にはWAMZが創設された。EMCPは、始めにWAMZ諸国で共通通貨Ecoを導入し、後にEcoと西CFAフランを統合してECOWAS共通通貨を創設することを目指していたが、2015年9月にEcoの導入は断念された(WAMZの項を参照)。もっとも、ECOWASの通貨統合計画は継続しており、2020年までに西CFAフランおよびEcoとは異なる新たなECOWAS単一通貨を創設、導入することを目指している。 2014年10月、ECOWASはEUとの経済連携協定(EPA)に調印した。これにより、EUがECOWASからの全ての輸入品に対する関税を即時撤廃する一方、ECOWASはEUからの輸入品の75%に対する関税を20年間かけて漸次撤廃することとなった。 2015年1月、ECOWASは域外からの輸入品に対する共通関税を導入した(関税同盟の発足)。これにより加盟国は共通の対外通商政策を採ることとなり、どの国のどの幼稚産業を関税で保護すべきかなど、加盟国間の政策調整が今後進むと見込まれる。 ECOWASは、経済的統合の基盤となる政治的安定を確保する目的から、軍勢力(ECOWAS待機軍)を保持し、安全保障、防衛、紛争解決、停戦監視の機能を有している。1981年に「防衛相互援助に関する議定書」が、1998年に「紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズム規約」がそれぞれ採択された。 2013年1月、ECOWASはイスラム過激派組織に占拠されたマリ北部を奪還するため、3,300名のECOWAS待機軍を中心とした軍事介入(アフリカ主導マリ国際支援ミッション、AFISMA)を実行した。同年7月、AFISMAの任務は国連マリ多元統合安定化ミッション(MINUSMA)に引き継がれた。 2017年1月、ECOWASは、16年12月のガンビアの大統領選挙の結果を受け、ジャメ前大統領からパロウ新大統領への平和的な政権移行を進めるため、国連、アフリカ連合(AU)とともに調停を行い、計7,000名の軍事介入を実行した。

<中東・アフリカ>

名称	形態	参加国/地域	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴(目的等)、最近の動き等
西アフリカ経済通貨同盟 (Union Économique et Monétaire Ouest-Africaine / UEMOA)	経済共同体	コートジボワール、マリ、セネガル、 ニジェール、ギニアビサウ、ブルキナファソ、 ベナン、トーゴ	113.3	89.4	1994年8月発効	<ul style="list-style-type: none"> 西アフリカの旧フランス植民地諸国は、1950年代から関税同盟の設立や共通通貨（西CFAフラン）の使用によって経済統合を進めてきた。 1962年5月、西CFAフラン圏の中央銀行として西アフリカ中央銀行が設立された。 1994年1月、当時の西CFAフラン圏の経済共同体であった西アフリカ経済共同体が西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）に改組された。 1996年7月、UEMOAは域内自由貿易協定を締結した。伝統的産品については1996年から、工業製品については2000年から、それぞれ関税が撤廃された。 1999年1月、西CFAフランの為替レートがユーロに固定された（1ユーロ=655.957西CFAフラン）。 2000年1月、UEMOAは域外からの輸入品に対する共通関税を設定した（マリとギニアビサウは2003年から設定）。 2003年2月、UEMOA各国の銀行が、国際的な銀行間電子決済を行うための銀行グループ（GIM-UEMOA）を設立した。 2006年1月、UEMOAとECOWASの関税システム（税率や品目分類など）が統一された（2007年末まで移行期間）。
西アフリカ通貨圏 (West African Monetary Zone / WAMZ)	通貨同盟	ナイジェリア、ガーナ、シエラレオネ、ガンビア、リベリア、 ギニア (オブザーバー：カーボヴェルデ)	235.2	532.5	2000年4月発効	<ul style="list-style-type: none"> ECOWASの通貨統合プログラム（EMCP。ECOWASの項を参照）の一環として、2000年4月に西アフリカ通貨圏（WAMZ）が設立された。 WAMZを構成するのはECOWASの非UEMOA諸国であり、ギニアを除いて英語圏諸国である。 2001年1月、共通通貨と域内中央銀行の創設を準備する機関として西アフリカ通貨機関（WAMI）が設立された。 2010年2月、リベリアがWAMZに参加した。 WAMIはUEMOAの共通通貨である西CFAフランをモデルとして、WAMZの共通通貨Ecoを2003年までに導入することを目指していた。しかし、各国が導入条件（前年比物価上昇率が1桁台、財政赤字GDP比が4%未満など）を満たすことが出来なかったため、導入は先延ばしにされてきた。 2015年9月、WAMIはEcoの導入を断念すると発表した。各国が導入条件を満たす見込みが立たなかったためである。
中部アフリカ経済通貨共同体 (Communauté Economique et Monétaire de l'Afrique Centrale / CEMAC)	経済共同体	カメルーン、ガボン、コンゴ共和国、 中央アフリカ共和国、チャド、赤道ギニア	49.3	76.0	1996年7月発効	<ul style="list-style-type: none"> 中部アフリカの旧フランス植民地諸国は、UEMOAと同様に、共通言語（フランス語）と共通通貨（中部CFAフラン）を軸に経済交流を深めてきた。同諸国は1964年12月に中央アフリカ関税経済同盟（UDEAC）を発足させ、1972年11月に中部アフリカ諸国銀行（BEAC）を設立した。 BEACは加盟諸国の中央銀行であり、中部CFAフランの発券銀行である。中部CFAフランは西CFAフランと同様にユーロにペッグされており、レートも同じ1ユーロ=655.957中部CFAフランである。すなわち、西CFAフランと中部CFAフランは全く等価であり、しばしば発券者が違うだけの同じ通貨として扱われるが、両通貨の混用はあまり行われていない模様である。 UDEACは1999年6月に中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）に改組された。CEMACは域外からの輸入品に共通関税を設定し、域内は自由貿易圏となっている。 CEMACは安全保障機能として中部アフリカ多国籍軍（FOMAC）を保有しており、加盟国で政情不安が発生した際には、加盟各国軍がFOMACの枠組みで政情不安国への軍事介入を行う。 中央アフリカ共和国では、2013年3月に反乱軍が首都バンギを占領しボジゼ大統領を追放して以来、政情不安が続いている。CEMAC諸国はアフリカ連合の「中央アフリカ支援国際ミッション」（MISCA）などを通じて中央アフリカ共和国への派兵を行っている。
東アフリカ共同体 (East African Community / EAC)	経済共同体	ケニア、ウガンダ、タンザニア、 ルワンダ、ブルンジ、南スーダン	173.7	156.8	2000年7月発効	<ul style="list-style-type: none"> ケニア、ウガンダ、タンザニアは1967年に東アフリカ共同体（EAC）を結成したが、その後、EACは加盟国間の対立を受けて1977年に解体された。 旧EAC構成国は1990年代初頭から経済協力体制の再構築を模索し、1999年11月にEACの再結成に合意した。 EACは加盟国間の政治、経済、文化協力を目的とし、将来的に政治同盟と共通通貨圏を設立することを目指している。EACは既に、二重課税の防止、予算の各国同時発表、ドルを介さない加盟国間の通貨両替、共通パスポートの発行などを実現している。 2005年1月、EACは域外からの輸入品に対する共通関税を設定し、域内関税の撤廃を開始（2010年まで移行期間）した。 2007年7月、ルワンダとブルンジがEACに加盟した（共通関税圏への参加は両国とも2009年7月）。 2010年7月、域内関税が例外品目を除いて全て撤廃され、域内の貿易自由化が達成された。 2011年11月、EACはスーダンの加盟申請を否決した。 2011年11月、南スーダンはEACに加盟申請を提出し、2016年3月、加盟が承認された。 2012年3月、ソマリアはEACに加盟申請を提出したが、決定は延期されている。 2013年12月、EACは2024年までに共通通貨を導入することを定めた協定に調印した。共通通貨はEACの中央銀行によって発行される予定である。共通通貨の導入に先立ち、各国は物価上昇率+8%未満、財政赤字GDP比3%未満、外貨準備高輸入比4.5か月分以上などの条件を満たす必要がある。 2015年6月、EACは東南部アフリカ市場共同体（COMESA）および南部アフリカ開発共同体（SADC）とFTAを締結した（SADCの項を参照）。 2016年10月、EACはEUとの間で予定されていたEPAの署名を延期した。ウガンダ、タンザニア、ブルンジの反対による。
東南部アフリカ市場共同体 (Common Market for Eastern and Southern Africa / COMESA)	経済共同体	エリトリア、ジブチ、エチオピア、ケニア、 ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、モーリシャス、 マラウイ、ザンビア、ジンバブエ、スワジランド、 リビア、スーダン、セーシェル、コモロ、 マダガスカル、エジプト、コンゴ民主共和国 (参加停止中：アンゴラ)	504.9	735.4	1994年12月8日批准	<ul style="list-style-type: none"> 1981年に設立された東南部アフリカ特惠貿易地域（PTA）を改組して発足。 2000年10月に域内9か国（ジブチ、エジプト、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、スーダン、ザンビア、ジンバブエ）が自由貿易圏を設立、2004年1月にブルンジとルワンダ、2006年にコモロとリビア、2009年にセーシェルが同貿易圏に参加。 2009年6月に関税同盟が発足したものの、実際の運用には至っていない。 最終的には、域内の貿易、資本、労働移動の自由化を進展させ、共同市場の創設を目指す。 レソト、モザンビーク、タンザニア、ナミビアがSADCとの二重加盟を解消するために脱退。アンゴラは2007年から自主的に参加を停止している。 2015年6月、南部アフリカ開発共同体（SADC）および東アフリカ共同体（EAC）とFTAを締結した（SADCの項を参照）。

<中東・アフリカ>

名称	形態	参加国/地域	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴(目的等)、最近の動き等
南部アフリカ関税同盟 (Southern African Customs Union / SACU)	関税同盟	南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド	63.1	346.8	1910年6月調印 1910年7月発効 1969年12月改定 2002年10月改定	<ul style="list-style-type: none"> 域外からの輸入品に対して共通税制(関税・輸入消費税)を設定し、域内生産品の域内流通における関税・数量制限を撤廃している。 現行の条約は2002年10月に改定され、2004年7月に発効した。 徴収された関税および輸入消費税は共通収益プール(南アフリカが管理)に集められ、加盟各国のGDP、1人あたりGDP、域内輸入額に応じて四半期ごとに加盟各国に分配される。
南部アフリカ関税同盟との 自由貿易協定および その他貿易協定	二国間協定	中国	1,434.3	11,354.5	交渉中	<ul style="list-style-type: none"> 2004年6月、南アフリカを訪問した曾慶紅国家副主席(当時)がムベキ大統領(当時)と会談し、中国・SACU間のFTA締結交渉を開始することで合意した。
		インド(インド・SACU特惠貿易協定)	1,374.2	2,442.2	交渉中	<ul style="list-style-type: none"> インドおよびSACUは2004年9月に特惠貿易協定の締結のための枠組協定に合意し、2008年11月に特惠貿易協定の締結交渉のための協力覚書に署名した。
		米国(米国・SACU貿易投資開発協力協定)	384.5	18,383.5	交渉中	<ul style="list-style-type: none"> 2003年6月から2006年4月にかけてFTA締結交渉が行われたが、妥結には至らなかった。以後、交渉は中断されている。 2008年7月16日、米国とSACUは相互貿易・投資の促進のための貿易投資開発協力協定(TIDCA)を締結した。米国通商代表部ウェブサイトは「希望的観測だが、TIDCAは将来的なFTAの礎を築く一助となるであろうし、FTAが米国・SACU双方にとって長期的な目標であることに変わりない」とし、抑制された表現ではあるが将来的なFTA締結の可能性を残している。
		シンガポール	68.6	639.6	交渉中	<ul style="list-style-type: none"> シンガポールとSACUは2005年4月にFTA締結に向けた対話の場を設けることで一致したが、それ以降顕著な進展はみられない。シンガポールの南アフリカ駐節高等弁務官(大使)が2014年9月に「シンガポールとSACUのFTA締結を望む」と発言したほか、2015年11月にはSACU事務局長を訪問しSACUとシンガポールの貿易関係について意見を交わすなど、FTA締結に向けた関心は維持されている。
	国家・地域間協定	メルコスール(SACU・メルコスール特惠貿易協定)	366.3	3,189.6	2016年4月発効	<ul style="list-style-type: none"> メルコスール、SACU双方が1,000余の品目について関税の減免を行う特惠貿易協定(PTA)。 2008年12月にメルコスールが、2009年4月にSACUが同協定に署名し、16年4月に発効した。
	EFTA[スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー](EFTA・SACU自由貿易協定)	77.0	1,427.5	2006年6月調印 2008年5月発効	<ul style="list-style-type: none"> 貿易統計品目表(HSコード。1類~97類がある)における25類~97類の商品の輸出入を自由化する自由貿易協定(FTA)。 1類~24類(食品、飲料、タバコ、未加工の農畜水産品など)の貿易自由化については、EFTA加盟各国が個別にSACUと締結した協定で定められている。 	
南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community / SADC)	経済共同体	アンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ、南アフリカ、モーリシャス、マダガスカル コンゴ民主共和国、セーシェル	321.5	610.0	1992年8月発効	<ul style="list-style-type: none"> 南アフリカへの経済的依存の軽減を目的に1980年に設立された南部アフリカ開発調整会議(SADCC)を発展解消する形で、同会議の参加国が1992年にSADCを設立した。1994年には南アフリカが加盟し、組織の目的は地域経済の統合・発展へと変更された。 セーシェルは財政悪化を背景に2004年7月に脱退したものの、財政事情の改善に伴い、2008年8月に再加盟した。 マダガスカルは2005年に加盟し、2009年3月から国内政治情勢の悪化により参加資格を停止されていたが、2014年1月に復帰した。 2008年に自由貿易圏が成立した(アンゴラ、コンゴ民主共和国、セーシェルを除く)。 今後は関税同盟の発足(域外産品に対する共通関税の設定)、共通市場の設立(人・モノ・資本の域内移動の自由化)、資本市場および金融政策の統合、単一通貨の導入、の4段階で経済統合を順次進めていく方針であるが、具体的な時期の目途は立っていない。 2015年6月、SADC、東南部アフリカ市場共同体(COMESA)、東アフリカ共同体(EAC)の3機構はFTAを締結した。これにより、エジプトから南アフリカまで、アフリカ大陸を縦断する巨大経済圏が出現することとなる(もともと、煩雑な税関手続きなどの非関税障壁や輸送インフラの不足により、経済統合はすぐには進まないことに留意する必要がある)。このFTAは、参加する計26か国のうち3分の2(18か国)が批准することで発効する。 2016年6月、EUとSADC交渉グループ(モザンビーク、南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランドの6か国。他のSADC加盟国は重複加盟する別の地域機構の一員としてEUと交渉)は経済連携協定(EPA)に調印し、2016年10月に暫定適用された。なお、アンゴラはこのEPAに遅れて参加する資格を保持している。

<JCIFの総合評価24か国およびシンガポールと日本との二国間と国家・地域間協定>

国・地域名	形態	参加国/地域 (名称)	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴 (目的等)、最近の動き等
日本との自由貿易協定	二国間協定	シンガポール (日本・シンガポール経済連携協定)	132.5	4,416.0	2002年11月発効 2007年9月改正	・貿易・投資のみならず、金融、情報通信技術、人材養成を含む包括協定。 ・日本にとっては初の二国間経済連携協定。
		メキシコ (日本・メキシコ経済連携協定)	254.0	5,267.1	2005年4月発効 2012年4月改正	・2002年11月、交渉開始。2004年9月、署名。2005年4月、発効。 メキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率 (約16% (2001年平均実効税率ベース)) の大部分が10年以内に撤廃される。 また、投資・サービス、政府調達等の分野で、欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。 なお、2009年4月に開始された協定見直し交渉が、2011年9月に議定書署名、2012年4月に発効に至り、さらなる自由化が図られている。
		マレーシア (日本・マレーシア経済連携協定)	157.3	4,419.5	2006年7月発効	・両国間の貿易・投資のみならず、知的財産やビジネス基盤整備等に係るルールを盛り込んだ包括的な二国間協定。 ・鉱工業品は、日本・マレーシアともにほぼ全ての品目を協定発効後10年以内に撤廃。
		チリ (日本・チリ経済連携協定)	144.9	4,364.1	2007年9月発効	・2006年2月、交渉開始。2007年3月、署名。2007年9月、発効。 ・往復貿易額の約92%について10年以内に関税撤廃。投資・サービスなど他分野での包括的な連携を促進。
		タイ (日本・タイ経済連携協定)	194.9	4,518.4	2007年11月発効	・両国は2006年の早い段階での署名を目指していたが、9月にタイで起きたクーデターにより延期。2007年4月調印、11月発効。 ・自動車部品について2012年までに関税撤廃、3,000cc超の大型車について2010年までに80%から60%へ引き下げ。 ・農産物ではコメは例外。エビ、マンゴーなどの関税を即時撤廃。鶏肉について11.9%から8.5%へ引き下げ。 ・人の移動・サービスや投資分野の促進も含む。
		インドネシア (日本・インドネシア経済連携協定)	384.5	4,985.2	2008年7月発効	・両国間の緊密な経済関係をめざすインドネシア側にとって初の二国間FTA。 インドネシアの輸入の90%、日本の輸入の93%の関税が撤廃される。 ・対象は、物品貿易のみならず、税関手続き、投資、人の移動、エネルギーなど11分野。 ・2008年8月にインドネシア人看護師、介護福祉士の第1陣約200人が来日。2016年までの9年間で累計1,792人が来日。 ・わが国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた協力条項が盛り込まれた。
		ブルネイ (日本・ブルネイ経済連携協定)	127.4	4,136.2	2008年7月発効	・往復貿易額の約99.97%について10年以内に関税撤廃。エネルギー (天然ガス・石油) の安定供給に資する枠組みの構築。
		フィリピン (日本・フィリピン経済連携協定)	227.7	4,415.7	2008年12月発効	・両国間の貿易投資自由化・拡大、サービス分野、人材育成、ビジネス環境整備等を含む包括的な経済連携協定。 ・2014年2月13日、フィリピンで大統領令第157号が発表され、JPEPAの中で2013年までに関税撤廃することが定められていた日本製自動車部品18品目について、輸入関税の撤廃が決定した。 ・フィリピン看護師・介護福祉士の日本での就労は、日本の国家資格取得を前提に受け入れ実施。 日本は2009年に看護師・介護福祉士候補者283人 (就労コース) を受け入れた。2010年は看護師307人、介護福祉士383人を上限として受け入れる予定であったが、実際には計118名であった。条件緩和があったものの、2011年は131名、2012年は101名にとどまった。 2016年9月現在、候補者受入に係る累計実績は、介護士が1,161人、看護師が472人である。
		スイス (日本・スイス経済連携協定)	135.2	4,794.0	2009年9月発効	・2007年5月、交渉開始。2009年2月、署名。2009年9月、発効。 ・往復貿易額の99%以上について発効後10年以内に関税撤廃。 ・サービス貿易、投資及び知的財産分野においても高いレベルの協定。また、日本のEPAでは初めて電子商取引に関する章を設置。
		ベトナム (日本・ベトナム経済連携協定)	218.7	4,316.9	2009年10月発効	・両国間の貿易・投資促進のみならず、人的交流、知的財産制度等の幅広い分野での協力を目指す。 ・物品貿易については、2006年往復貿易額の92%の関税が撤廃された。
		インド (日本・インド経済連携協定)	1,438.0	6,218.7	2011年8月発効	・関税 (税率5~12.5%) は、即時、もしくは、5~10年をかけて段階的に、税率引き下げ (5~6.25%へ)、あるいは撤廃が行われる。
		ペルー (日本・ペルー経済連携協定)	158.3	4,312.4	2012年3月発効	・2009年5月、交渉開始。2011年6月、署名。2012年3月、発効。 ・ペルーへの輸出における主要な有税品目及びそれらの2010年時点の関税率は、乗用車 (9%)、バイク (9%)、テレビ (9%) などであったが、交渉の結果、乗用車については4年~9年で撤廃、バイクについては5年~9年で撤廃、テレビは即時撤廃。 往復貿易額の99%以上の品目について10年以内に関税が撤廃される。
		オーストラリア (日本・オーストラリア経済連携協定)	150.7	5,462.4	2015年1月発効	・2006年12月、安倍首相・ハワード豪首相間で交渉開始に合意。2007年4月に第1回交渉。2014年4月、大筋合意。7月、署名。2015年1月、発効。 ・①オーストラリアからの資源・エネルギーの安定供給、②関税撤廃による貿易の拡大、③知的財産権・投資等に関するハイレベルなルールの策定などがメリットとしてあげられる。往復貿易額の約95%について、協定発効後10年間で関税撤廃。 ・日本市場の開放に関し、コメは関税撤廃等の対象から除外。食糧用麦、砂糖、脱脂粉乳・バター等は将来の見直し対象。 牛肉の関税率 (38.5%) は段階的に引き下げる (冷凍品は18年目に19.5%まで、冷蔵品は15年目に23.5%まで)。
		モンゴル (日本・モンゴル経済連携協定)	129.9	4,135.0	2016年6月発効	・2012年3月、日・モンゴル首脳会談にて交渉開始に合意。2012年6月、交渉開始。2014年7月、大筋合意。2015年2月、両国首脳が署名。 2016年6月、発効。往復貿易額の約96%について、協定発効後10年間で関税撤廃。
		韓国 (日本・韓国経済連携協定)	177.6	5,501.1	交渉中断中	・1998年からシンクタンクによる共同研究開始。2003年から交渉開始。2004年11月の交渉を最後に中断。
		カナダ (日本・カナダ経済連携協定)	162.8	5,673.8	交渉中	・2012年3月、日・加首脳会談において交渉開始に合意。2012年11月、交渉開始。2014年11月、第7回交渉実施。
		コロンビア (日本・コロンビア経済連携協定)	175.2	4,415.3	交渉中	・2012年9月、日・コロンビア首脳会談において交渉開始に合意。2012年12月、交渉開始。2015年9月、第13回交渉実施。
		トルコ (日本・トルコ経済連携協定)	205.6	4,841.1	交渉中	・2014年1月、日・トルコ首脳会談において交渉開始に合意。2017年1月、第6回交渉実施。
国家・地域間協定	ASEAN (日本・ASEAN包括的経済連携協定 (AJCEP))	757.5	6,561.4	2008年12月発効	・日本とASEAN各国間で段階的に関税撤廃を行う。原産地規則の「累積」を適用するのが特徴。 ・日本は、10年以内に貿易額の93%の部分について関税撤廃を行う。ASEAN各国は国ごとに差を設ける。 ・2008年12月、日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、ベトナムの間で発効。 ・2017年2月現在、日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、タイ、カンボジア、フィリピンとの間で発効済み。	

<JCIFの総合評価24か国およびシンガポールと日本との二国間と国家・地域間協定>

国・地域名	形態	参加国/地域 (名称)	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴 (目的等)、最近の動き等	
日本との自由貿易協定	国家・地域間協定	TPP (環太平洋パートナーシップ協定、Trans-Pacific Partnership)	816.9	27,592.6	2015年10月大筋合意 2016年2月署名	<ul style="list-style-type: none"> 2006年にブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールから成る「Pacific-4」が発効。その後、オーストラリア、ペルー、ベトナム、米国、マレーシア、メキシコ、カナダが参加。2013年3月、安倍首相が交渉参加を表明。2013年7月、日本が第18回交渉会合に参加。 2015年10月の関係会合にて大筋合意。2015年11月の首脳会合にて首脳声明を採択。2016年2月、署名。2017年1月、日本は国内手続きを完了。 2017年1月、米国が離脱し、TPPの発効条件 (参加12か国のGDPの85%以上を占める6か国以上が2年以内に批准) を満たすことは困難になった。 モノの関税のみならず、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、政府調達、金融、環境など、幅広い分野で新たなルールを構築。 	
		米国除く	[495.5]	[9,555.9]			
		GCC (日本・湾岸協力会議 (GCC) 自由貿易協定)	179.7	5,519.2	交渉延期	<ul style="list-style-type: none"> 2006年4月、日本が交渉入りを正式表明。2006年9月に第1回交渉、2007年1月に第2回交渉開催。 2009年以降、GCC側がFTA政策全体の見直しを開始したため、交渉を延期。 	
		日中韓 (日本・中国・韓国自由貿易協定)	1,548.8	16,508.9	交渉中	<ul style="list-style-type: none"> 2012年5月、日中韓首脳会合において年内の交渉開始に合意。2012年11月、交渉立ち上げを宣言。 2013年3月、交渉開始。2017年1月、第11回交渉実施。 	
		EU (日本・EU経済連携協定)	636.6	20,435.2	交渉中	<ul style="list-style-type: none"> 2013年3月、日EU首脳電話会談で交渉開始を決定。2013年4月、交渉開始。2016年9月、第17回交渉実施。 	
		RCEP (東アジア地域包括的経済連携協定)	3,518.7	22,555.3	交渉中	<ul style="list-style-type: none"> 2012年4月、ASEAN首脳会合において年内の交渉開始に合意。2012年11月、交渉立ち上げを宣言。 2013年5月、交渉開始。2016年12月、第16回交渉実施。 	
中国との自由貿易協定	自由貿易協定	香港 (中国・香港経済貿易関係緊密化協定 (CEPA))	1,378.5	11,316.9	2004年1月発効	<ul style="list-style-type: none"> 中国中央政府による香港経済への介入を目的に締結。毎年、内容を拡充している。 香港原産貨物273品目に対する関税を撤廃したほか、香港のサービス業種18業種に対し中国本土市場を開放した。 2004年10月、CEPA補充協議にて、関税撤廃品目に529品目を追加、サービス開放業種が18業種から26業種に拡大 (2005年1月発効)。 2005年10月、CEPA補充協議2にて、香港原産貨物全ての関税が撤廃、サービス開放業種が26業種から27業種に拡大 (2006年1月発効)。 2006年6月、CEPA補充協議3にて、開放済みのサービス業種10業種において15項目の市場開放がなされた。 2007年6月、CEPA補充協議4にて、サービス開放業種が27業種から38業種に拡大 (2008年1月発効)。 2008年7月、CEPA補充協議5にて、サービス開放業種が38業種から40業種に拡大 (2009年1月発効)。 2009年5月、CEPA補充協議6にて、サービス開放業種が40業種から42業種に拡大。 なお、例年は締結の翌年1月の発効されるが、景気活性化の一助とすべく前倒しされ、2009年10月に発効された。 2010年5月、CEPA補充協議7にて、サービス開放業種が42業種から44業種に拡大 (2011年1月発効)。 2011年12月、CEPA補充協議8にて、サービス開放業種が44業種から47業種に拡大 (2012年4月発効)。 2012年7月、CEPA補充協議9にて、サービス開放業種が47業種から48業種に拡大。金融や旅行業種の一層の市場開放、地域を限定した形での開放措置の積極的導入などが盛り込まれた (2013年1月発効)。 2013年8月、CEPA補充協議10にて、過去最多となる73項目が開放される。法律、銀行、証券、技術検査・分析、印刷・出版、映像・音楽などの幅広い分野に関する規制が緩和された (2014年1月発効)。 2014年12月、香港・広東省サービス貿易自由化協定調印、2015年3月発効。 2015年11月、CEPAに基づく香港と本土のサービス貿易自由化の基本実現協定に調印。対象が本土全域に拡大。即日発効、2016年6月1日より施行。 	
		台湾 (中国・台湾経済協力枠組み協定 (ECFA))	1,394.7	11,531.3	2010年9月発効	<ul style="list-style-type: none"> 関税撤廃による両岸間の貿易・投資拡大を目指す。 2010年6月、ECFA・知的財産権保護に関する協力協定を締結。 2010年9月、ECFA・知的財産権保護協定が発効。 2011年1月、特定品目の関税率引き下げなどを実施。 2012年8月、台湾企業による中国向け投資に関する投資保護促進協定を締結。 2013年6月、ECFAサービス (サービス) 貿易協定調印。台湾が64項目、大陸中国が80項目を開放。2013年内の批准を目指していたが遅延。 2014年3~4月、ECFAサービス (サービス) 貿易協定の批准を巡り台湾の学生らが大規模なデモを実施。批准は先送り。 2015年8月、中国福州市にて中国・台湾の交流機関トップが会談、海峡兩岸の二重課税防止と民間飛行の安全性・耐空性に係る協定に調印。 	
		マカオ (中国・マカオ経済貿易関係緊密化協定 (CEPA))	1,371.8	11,053.9	2004年1月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2005年1月、補充協議、2006年1月、補充協議2、2007年1月、補充協議3、2008年1月、補充協議4、2009年1月、補充協議5、2009年10月、補充協議6、2011年1月、補充協議7、2012年4月1日に補充協議8、2013年1月1日に補充協議9が発効。 2013年8月、補充協議10調印、2014年1月発効。建設、コンピューター、不動産分野など28項目を開放。 2014年12月、マカオ・広東省サービス貿易自由化協定調印、2015年3月発効。 2015年11月、CEPAに基づくマカオと本土のサービス貿易自由化の基本実現協定に調印。対象が本土全域に拡大。2016年6月1日より施行。 	
		二国間協定	コスタリカ (中国・コスタリカ自由貿易協定)	1,376.0	11,061.8	2011年8月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2007年10月、「自由貿易協定共同フィージビリティスタディーに関する了解覚書」を調印、交渉開始。 2010年4月、締結。
			シンガポール (中国・シンガポール自由貿易協定)	1,376.8	11,300.5	2009年1月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2006年10月、自由貿易協定に関する第1回交渉会議が開催され、交渉開始。 2008年10月、締結。シンガポールは2009年1月1日より中国からのすべての輸入製品に対する関税を撤廃。 中国は2010年1月1日までにシンガポールからの97.1%の輸入製品に対する関税を撤廃。 2011年7月、自由貿易協定の改正に関する議定書を調印 (2011年10月発効)。
			チリ (中国・チリ自由貿易協定)	1,389.1	11,248.5	2006年10月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2004年11月、交渉開始。2005年11月、締結。 2006年10月、貨物貿易の関税譲許が開始。 2008年4月、サービス貿易協定を締結 (2010年8月1日発効)。 2012年9月、自由貿易協定投資に関する補充協定を調印。
			ニュージーランド (中国・ニュージーランド自由貿易協定)	1,375.8	11,181.5	2008年10月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2004年12月、交渉開始。2008年4月、締結。中国にとって初の全面的な自由貿易協定。
			ペルー (中国・ペルー自由貿易協定)	1,402.6	11,196.8	2010年3月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2009年4月、締結。

<JCIFの総合評価24か国およびシンガポールと日本との二国間と国家・地域間協定>

国・地域名	形態	参加国/地域 (名称)	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴 (目的等)、最近の動き等	
中国との自由貿易協定	二国間協定	パキスタン (中国・パキスタン自由貿易協定)	1,560.1	11,278.7	2007年7月発効(財貿易) 2009年10月発効 (サービス貿易)	<ul style="list-style-type: none"> 2006年11月、中国の胡錦濤国家主席がパキスタンを訪問し、FTA合意文書に調印。 2009年2月、サービス貿易協定締結。 	
		アイスランド (中国・アイスランド自由貿易協定)	1,371.5	11,024.3	2014年7月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2007年4月交渉開始、その後2013年1月までに6回の交渉実施、2013年4月「中国政府とアイスランド政府自由貿易協定」調印、2014年7月発効。 	
		スイス (中国・スイス自由貿易協定)	1,379.5	11,678.5	2014年7月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2013年5月、スイスのベルンにて第9回交渉実施、同年7月「中国・スイス自由貿易協定」調印。 	
		韓国 (中国・韓国自由貿易協定)	1,421.8	12,385.6	2015年12月発効	<ul style="list-style-type: none"> 協定には、関税削減、貿易円滑化、サービス分野の開放、投資にかかる問題解決、知的財産権の保護などが盛り込まれた。物品貿易では、20年以内に、中国側が輸入品目の91%、輸入額の85%について、韓国側が輸入品目の92%、輸入額の91%について関税を撤廃。 	
		オーストラリア (中国・オーストラリア自由貿易協定)	1,395.0	12,346.8	2015年12月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2004年1月、共同研究の初会合開催。2005年5月～2014年9月にかけて計21回の会合実施。 2014年11月、交渉妥結。2015年6月、キャンベラにおいて自由貿易協定に調印。 	
	国家・地域間協定	ASEAN (中国・ASEAN包括的経済協力枠組協定、ACFTA)	2,001.7	13,445.8	2002年11月 包括的経済協力の枠組み 協定調印 2005年7月発効 (財貿易) 2007年7月発効 (サービス貿易) 2009年8月発効 (投資協定)	<ul style="list-style-type: none"> 2000年11月、ASEAN・中国首脳会談にて中国が提案。 2001年11月、10年以内の成立を目指し政府レベルで検討を開始することで合意。 2002年11月、FTAの大枠を定めた「包括的経済協力の枠組み協定」に調印。 ASEAN原加盟国は2010年までに、新規加盟国を含むASEAN全域では2015年までに、関税を完全に撤廃する。 2003年11月、中国-ASEANの共同宣言締結。 2005年7月、関税率引き下げ開始。 2006年10月、ASEAN・中国首脳会談にて、2010年のFTA発効を目指すことで合意。 2007年1月、サービス貿易協定署名 (2007年7月1日施行)。 2008年6月、関税令(アニーハーベストプログラム)発効。 2009年8月、中国・ASEAN自由貿易区投資協定締結。 2010年1月、中国・ASEAN原加盟国間の関税を原則撤廃。 2011年11月「中国・ASEAN自由貿易協定”サービス協定”第2回具体承諾の実施に関する議定書」調印。2012年1月1日発効。 中国・ASEAN自由貿易協定連合委員会議の準備会議を2011年10月(マニラ)において実施。 2012年4月、第1回連合委員会議を南寧市において開催。 2012年10月、第2回連合委員会議をシンガポールにおいて開催。 2013年3月、第3回連合委員会議を義烏市において開催。 2013年11月、第4回連合委員会議をバンコク市において開催。 2014年3月、第5回連合委員会議を成都市において開催。 2014年9月、第6回連合委員会議をハノイ市において開催。 2015年2月、第7回連合委員会議を北京において開催。 2015年11月、クアラルンプールにて『「中国・ASEAN全面的経済協力枠組協定」とその関連協定を修正する協定』に中国とASEAN10か国の担当相が調印。 2016年7月、中国・ASEAN自由貿易区アップグレード関連規定書発効。 	
		GCC (中国・湾岸協力会議 (GCC) 自由貿易協定)	1,423.9	12,403.7	交渉中	<ul style="list-style-type: none"> 2004年7月、「中国と湾岸協力会議による経済・貿易・投資と技術協力の枠組協定」に調印し交渉開始。2005年4月、リヤドで第1回交渉会議開催。 2005年6月、第2回交渉で「経済貿易協定」「投資保護協定」に調印。サウジアラビアを除く5か国が「二重課税防止協定」に調印。 2009年6月、第5回交渉をリヤドにおいて開催。 2010年6月、第1回戦略対話を北京において開催、「中国と湾岸協力会議戦略対話了解覚書」調印。 2014年1月、第3回戦略対話を北京において開催。 2016年1月、FTA交渉を再開。2～3月、第6回交渉をリヤドにおいて開催。FTA交渉を再開。5月、第7回交渉を広州において開催。10月、第8回交渉を北京において開催。 	
台湾との自由貿易協定	自由貿易協定	中国 (台湾・中国経済協力枠組協定 (ECFA))	1,394.7	11,531.3	2010年9月発効	<ul style="list-style-type: none"> 関税撤廃による兩岸間の貿易・投資拡大を目指す。 2010年6月、ECFA・知的財産権保護に関する協力協定を締結。 2010年9月、ECFA・知的財産権保護協定が発効。 2011年1月、特定品目の関税率引き下げなどを実施。 2012年8月、台湾企業による中国向け投資に関する投資保護促進協定を締結。 2013年6月、ECFAサービス(服務)貿易協定調印。台湾が64項目、大陸中国が80項目を開放。2013年内の批准を目指していたが遅延。 2014年3～4月、ECFAサービス(服務)貿易協定の批准を巡り台湾の学生らが大規模なデモを実施。批准は先送り。現在も発効していない。物品貿易協定は双方の担当官署にて交渉中であり、2017年2月現在、締結の見込みが立っていない。 2015年8月、中国福州市にて中国・台湾の交流機関トップが会談、海峡兩岸の二重課税防止と民間飛行の安全性・耐空性に係る協定に調印。 	
		二国間協定	バナマ (台湾・バナマ自由貿易協定)	27.3	581.7	2004年1月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2003年8月、調印。
		グアテマラ (台湾・グアテマラ自由貿易協定)	39.7	593.4	2006年7月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2005年9月、調印。 	
		ニカラグア (台湾・ニカラグア自由貿易協定)	29.5	542.3	2008年1月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2006年6月、調印。 	
		ニュージーランド (台湾・ニュージーランド経済協力協定)	27.6	727.0	2013年12月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2013年7月、締結。2018年までに98.7%の関税が撤廃予定。 	
	シンガポール (台湾・シンガポール経済パートナー協定)	29.0	816.6	2014年4月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2013年11月、調印。 		
	自由貿易協定	エルサルバドル、ホンジュラス (台湾・エルサルバドル・ホンジュラス自由貿易協定)	37.6	575.9	2008年3月、7月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2007年5月、締結 (台湾-エルサルバドルは2008年3月発効、台湾-ホンジュラスは2008年7月発効)。 	

<JCIFの総合評価24か国およびシンガポールと日本との二国間と国家・地域間協定>

国・地域名	形態	参加国/地域 (名称)	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴 (目的等)、最近の動き等
韓国との自由貿易協定	二国間協定	チリ (韓国・チリ自由貿易協定)	68.6	1,618.7	2004年4月発効	・ 両国間の貿易・投資拡大を目指す。韓国初のFTA。
		シンガポール (韓国・シンガポール自由貿易協定)	56.2	1,670.6	2006年3月発効	・ 両国間の貿易促進に加え、税関手続、知的財産権保護、独占禁止対策等を含む。
		インド (韓国・インド包括的経済連携協定)	1,361.7	3,473.3	2010年1月発効	・ 包括的経済連携協定 (CEPA)。両国間の貿易拡大を目指す。インドは対韓輸入品目の約8割、韓国は対印輸入品目の約9割について関税の撤廃または税率引き下げ実施 (発効後8年以内)。両国間のサービス・投資の自由化を目指す。
		ペルー (韓国・ペルー自由貿易協定)	82.0	1,567.0	2011年8月発効	・ 両国間の貿易・投資拡大を目指す。
		米国 (韓国・米国自由貿易協定)	372.0	19,414.5	2012年3月発効	・ 2006年6月交渉開始。2007年4月交渉妥結。一般商品の94%について3年以内の関税撤廃を目指す。 ・ 2010年12月追加交渉妥結。自動車分野について、非関税障壁の除去、関税撤廃スケジュールの変更などが盛り込まれた。 ・ 2011年10月に米国議会、11月に韓国国会が批准。2012年3月発効。
		トルコ (韓国・トルコ自由貿易協定)	129.3	2,095.8	2013年5月発効	・ 2012年8月、基本協定および商品貿易協定署名。10年以内に韓国は対トルコ輸入額の99.6%、トルコは対韓国輸入額の100%について関税廃止。工業製品については7年以内に関税廃止。
		オーストラリア (韓国・オーストラリア自由貿易協定)	74.4	2,717.0	2014年12月発効	・ 2009年5月交渉開始。2013年5月交渉妥結。豪州側は、対韓輸入に賦課しているほぼ全ての関税を5年以内に撤廃。中小型車は即時、自動車部品は3年以内に撤廃。韓国側は、対豪輸入額の92.4%について関税を8年以内に撤廃。コメ、粉ミルク、リンゴなどは関税撤廃の対象外。牛肉は15年かけて関税を撤廃。
		カナダ (韓国・カナダ自由貿易協定)	86.5	2,928.4	2015年1月発効	・ 2005年7月交渉開始。2014年3月交渉妥結。カナダ側は、対韓輸入額の98.4%について10年以内に関税を撤廃。乗用車関税は3年後に撤廃。自動車部品については、クラッチなどは即時撤廃。バンパー、ベルト、ステアリングなどは3年間で撤廃。韓国側は、対カナダ輸入額の98.7%について10年以内に関税撤廃。コメ、粉ミルク、チーズなどは関税撤廃の対象外。牛肉は15年、豚肉は13年、小麦は12年かけて関税を撤廃。
		中国 (韓国・中国自由貿易協定)	1,421.8	12,385.6	2015年12月発効	・ 2012年5月交渉開始。2014年11月実質妥結。協定には、関税削減、貿易円滑化、サービス分野の開放、投資にかかる問題解決、知的財産権の保護などが盛り込まれた。物品貿易では、20年以内に、中国側が輸入品目の91%、輸入額の85%について、韓国側が輸入品目の92%、輸入額の91%について関税を撤廃。
		ニュージーランド (韓国・ニュージーランド自由貿易協定)	55.2	1,551.6	2015年12月発効	・ 2009年6月交渉開始。2014年11月妥結。協定には、商品、サービス・投資、規範 (原産国、通関、政府調達等) に加え、農林水産分野の協力が盛り込まれた。物品貿易では、ニュージーランド側は輸入額の92%は即時、7年以内に全品目の関税を廃止。韓国側は、輸入額の48.3%は即時、15年以内に96.4%について関税を撤廃。
	ベトナム (韓国・ベトナム自由貿易協定)	142.3	1,571.5	2015年12月発効	・ 2012年8月交渉開始。2014年12月実質妥結。既に発効していた韓国アセアンFTAの自由化レベルの向上を目指す。韓国側は10年以内に輸入額の94.7%、ベトナム側は15年以内に輸入額の92.2%について関税を廃止する。韓国側は、対越輸出と対越投資の増加に期待。	
	コロンビア (韓国・コロンビア自由貿易協定)	98.8	1,670.0	2016年7月発効	・ 2009年12月交渉開始。2012年6月交渉妥結。韓国側は10年以内に輸入品の96.1%、コロンビア側も同期間に輸入品の96.7%の関税を撤廃 (品目数基準)。	
	日本 (韓国・日本自由貿易協定)	177.6	5,501.1	交渉中断中	・ 1998年からシンクタンクによる共同研究開始。2003年から交渉開始。2004年11月の交渉を最後に中断。	
	国家・地域間協定	EFTA (スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー) (韓国・EFTA自由貿易協定)	64.5	2,458.5	2006年9月発効	・ 両国間の貿易・投資拡大を目指す。
		ASEAN (韓国・ASEAN自由貿易協定)	681.1	3,816.0	2007年6月発効 (財貿易) 2009年5月発効 (サービス貿易) 2009年9月発効 (投資協定)	・ 2005年12月、FTAの大枠を定めた「包括的経済協力の枠組み協定」に調印。 ・ 韓国は2008年、ASEAN原加盟国は2016年、ASEAN新規加盟国は2018年までに関税撤廃を目指すことで合意。 ・ 2006年8月、財貿易協定調印 (2007年6月発効)。タイは2009年2月に調印 (2010年1月発効)。 ・ 2007年11月、サービス貿易協定調印 (2009年5月発効)。タイは2009年2月に調印 (2010年1月発効)。 ・ 2009年6月、投資協定調印 (2009年9月発効)。
EU (韓国・EU自由貿易協定)		560.3	17,689.8	2011年7月暫定発効 2015年12月正式発効	・ 工業製品に関し、韓国・EUともに、全貿易品目の9割以上について、発効から5年以内に関税を廃止。非関税障壁の削減、サービス分野の開放、知的財産権の保護なども盛り込まれた。 ・ 2011年2月に欧州議会、6月に韓国国会が批准。2011年7月、暫定発効。2015年12月、EU加盟国の批准手続きが全て完了し正式発効。	
中米5か国 (韓国・中米5か国自由貿易協定)		96.0	1,606.9	2016年11月交渉妥結	・ 2015年9月交渉開始。2016年11月交渉妥結。中米5か国は輸入額の93.2~99.3%について、韓国は輸入額の98.7~100%について関税撤廃 (各国ごとに異なった比率を設定)。	
インドネシアとの経済連携協定・自由貿易協定	二国間協定	日本 (インドネシア・日本経済連携協定)	384.5	4,985.2	2008年7月発効	・ 両国間の緊密な経済関係を目指すインドネシア側にとって初の二国間FTA。 ・ インドネシアの輸入の90%、日本の輸入の93%の関税が撤廃される。 ・ 対象は、物品貿易のみならず、税関手続、投資、人の移動、エネルギーなど11分野。 ・ 2008年8月にインドネシア人看護師、介護福祉士の第1陣約200人が来日。2016年までの9年間で累計1,792人が来日。 ・ わが国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた協力条項が盛り込まれた。
		EU (EU・インドネシア包括的経済連携協定)	767.2	17,173.8	2017年1月交渉開始	・ 双方の緊密な経済関係を目指す
		豪州 (豪州・インドネシア包括的経済連携協定)	281.3	2,201.1	2012年9月交渉開始	・ 両国間の緊密な経済関係を目指す
		インド (インド・インドネシア包括的経済連携協定)	1,568.6	2,957.3	2011年10月交渉開始	・ 両国間の緊密な経済関係を目指す
		パキスタン (インドネシア・パキスタン特惠貿易協定)	446.5	1,133.0	2013年9月発効	・ 特惠貿易協定
		チリ (チリ・インドネシア自由貿易協定)	275.5	1,102.7	2014年5月交渉開始	・ 両国間の貿易拡大を目指す。

<JCIFの総合評価24か国およびシンガポールと日本との二国間と国家・地域間協定>

国・地域名	形態	参加国/地域 (名称)	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴 (目的等)、最近の動き等
タイとの自由貿易協定	二国間協定	日本 (日本・タイ経済連携協定)	194.9	4,518.4	2007年11月発効	<ul style="list-style-type: none"> 両国は2006年の早い段階での署名を目指していたが、9月にタイで起きたクーデターにより延期。2007年4月調印、11月発効。 自動車部品について2012年までに関税撤廃、3,000cc超の大型車について2010年までに80%から60%へ引き下げ。3,000cc超の大型車について、更なる関税削減に向け、再協議することとなっているが行われていない。 農産物ではコメは例外。エビ、マンゴーなどの関税を即時撤廃。鶏肉について11.9%から8.5%へ引き下げ。 人の移動・サービスや投資分野の促進も含む。
		インド (タイ・インド自由貿易協定)	1,379.0	2,490.6	2003年10月枠組み協定合意	<ul style="list-style-type: none"> 2004年9月1日より、82品目を対象としてアリーハーベスト措置が開始された後、2006年には撤廃されている。 2003年10月に枠組み協定を締結後、交渉が難航したが、2012年6月に第2修正議定書が発効。2ドア冷蔵庫がアリーハーベストの対象となった。
		オーストラリア (タイ・オーストラリア自由貿易協定)	91.7	1,734.3	2005年1月発効	<ul style="list-style-type: none"> 全品目のうち、タイは49%、オーストラリアは83%の関税を即時撤廃。その後も両国は段階的に関税を撤廃。 2015年1月から豪州側は全ての関税を撤廃し、同時点でタイ側はHSコード6桁ベースで13品目 (食肉関連) を除き全ての関税を撤廃している。
		ニュージーランド (タイ・ニュージーランド経済緊密化連携協定)	72.6	568.9	2005年7月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2004年6月交渉開始。タイ・オーストラリア自由貿易協定がモデルとなった。 タイが輸入規制を敷く一部農産物を除き、全ての関税を撤廃。2021年までに全ての品目を撤廃することとされている。
		ペルー (タイ・ペルー自由貿易協定)	99.3	584.3	2011年12月発効	<ul style="list-style-type: none"> アリーハーベスト措置が開始。2015年末までに全体の70%の関税を撤廃。
		チリ (タイ・チリ自由貿易協定)	85.9	636.0	2015年11月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2013年10月4日に署名、2015年11月に発効。約90%の品目が即時関税撤廃され、2023年までに原則全品目の関税が撤廃される予定である。
	国家・地域間協定	EU (タイ・EU自由貿易協定)	577.6	16,707.1	交渉中断中	<ul style="list-style-type: none"> 2013年5月交渉開始。12月には第3回政府間交渉が実施された。2014年3月にバンコクで予定されていた第4回交渉はタイ国内の政治混乱により延期されたが、4月にブラッセルで実務レベルの特別会合が開催された。
フィリピンとの経済連携協定	二国間協定	日本 (フィリピン・日本経済連携協定)	227.7	4,415.7	2008年12月発効	<ul style="list-style-type: none"> 両国間の貿易投資自由化・拡大、サービス分野、人材育成、ビジネス環境整備等を含む包括的な経済連携協定。 2014年2月13日、フィリピンで大統領令第157号が発表され、JPEPAの中で2013年までに関税撤廃することが定められていた日本製自動車部品18品目について、輸入関税の撤廃が決定した。 フィリピン人看護師・介護福祉士の日本での就労は、日本の国家資格取得を前提に受け入れ実施 (候補者受入に係る累計実績：看護師1,161人、看護師：472人、16年9月時点)。
		国家・地域間協定	EFTA (スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー) (EFTA・フィリピン自由貿易協定)	114.6	1,373.1	2016年4月締結
	EU (フィリピン・EU自由貿易協定)	610.4	16,604.4	2015年12月交渉開始合意	<ul style="list-style-type: none"> 2015年12月、FTA締結に向けた本格的な交渉を開始することを合意した。 	
マレーシアとの自由貿易協定	二国間協定	日本 (マレーシア・日本経済連携協定)	157.3	4,419.5	2006年7月発効	<ul style="list-style-type: none"> 両国間の貿易・投資のみならず、知的財産やビジネス基盤整備等に係るルールを盛り込んだ包括的な二国間協定。 鉱工業品は、日本・マレーシアともにほぼ全ての品目を協定発効後10年以内に撤廃。
		パキスタン (マレーシア・パキスタン経済緊密化連携協定)	219.3	567.3	2008年1月発効	<ul style="list-style-type: none"> 物品やサービスなどの貿易だけでなく、技術協力や知的財産権の保護も含む。
		ニュージーランド (マレーシア・ニュージーランド自由貿易協定)	34.9	470.0	2010年8月発効	<ul style="list-style-type: none"> ニュージーランドからマレーシアへの輸出品の99.5%の関税が2016年までに撤廃された。
		インド (マレーシア・インド包括的経済協力協定)	1,341.4	2,391.7	2011年7月発効	<ul style="list-style-type: none"> 物品の関税率引き下げのほか、サービス貿易、投資、経済協力の各分野における取り決めが盛り込まれている。
		チリ (マレーシア・チリ自由貿易協定)	48.3	537.1	2012年2月発効 ※チリ側は2012年4月発効	<ul style="list-style-type: none"> 発効と同時に、マレーシア側は89.5%、チリ側は90.2%の関税を撤廃。
		オーストラリア (マレーシア・オーストラリア自由貿易協定)	54.1	1,635.4	2013年1月発効	<ul style="list-style-type: none"> 発効と同時に、オーストラリア側は100%の物品について関税撤廃を実施。マレーシア側は、2020年までに99%について関税撤廃を目指す。
		トルコ (マレーシア・トルコ自由貿易協定)	109.0	1,014.2	2015年8月発効	<ul style="list-style-type: none"> 70%のタリフラインについて関税を即時撤廃。以降8年かけてタリフラインの86%の品目が関税が撤廃・軽減される。
	国家・地域間協定	TPP (環太平洋パートナーシップ協定、Trans-Pacific Partnership)	816.9	27,592.6	2015年10月大筋合意 2016年2月署名	<ul style="list-style-type: none"> 2006年にブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールから成る「Pacific-4」が発効。その後、オーストラリア、ペルー、ベトナム、米国、マレーシア、メキシコ、カナダが参加。2013年3月、安倍首相が交渉参加を表明。2013年7月、日本が第18回交渉会合に参加。 2015年10月の閣僚会合にて大筋合意。2015年11月の首脳会合にて首脳声明を採択。2016年2月、署名。 2017年1月、米国が離脱し、TPPの発効条件 (参加12か国のGDPの85%以上を占める6か国以上が2年以内に批准) を満たすことは困難になった。 モノの関税のみならず、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、政府調達、環境など、幅広い分野で新たなルールを構築
ベトナムとの自由貿易協定	二国間協定	日本 (ベトナム・日本経済連携協定)	218.7	4,316.9	2009年10月発効	<ul style="list-style-type: none"> 両国間の貿易・投資促進のみならず、人的交流、知的財産制度等の幅広い分野での協力を目指す。 物品貿易については、2006年往復貿易額の92%の関税が撤廃された。
		米国 (ベトナム・米国通商協定)	413.1	18,230.2	2001年12月発効	<ul style="list-style-type: none"> 米国はベトナム製品の輸入関税を締結時の平均40%から約4%まで引き下げ。ベトナムは米国製品に対する輸入割当制度を発効後7年以内に全廃。 両国は相互に最恵国待遇 (MFN) と内国民待遇 (例外あり) を供与。
		韓国 (ベトナム・韓国自由貿易協定)	142.3	1,571.5	2015年12月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2012年8月交渉開始。2014年12月大筋合意。既に発効していた韓国アセアンFTAの自由化レベルの向上を目指す。韓国側は10年以内に輸入額の94.7%、ベトナム側は15年以内に輸入額の92.2%について関税を廃止する。韓国側は、対越輸出と対越投資の増加に期待。2015年12月、発効。
		チリ (ベトナム・チリ自由貿易協定)	109.7	434.4	2014年1月発効 ※チリ側は2014年2月発効	<ul style="list-style-type: none"> 二国間の関税率引き下げや非関税障壁撤廃だけでなく、サービス貿易や人的交流の促進や投資保護に関する規定、所有権保護などあらゆる経済分野において二国間の交流を深化させるもの。
	国家・地域間協定	EU (ベトナム・EU自由貿易協定)	601.4	16,505.5	2015年12月署名	<ul style="list-style-type: none"> 物品貿易だけではなく、非関税障壁、サービス貿易、投資、知的財産も対象に交渉。2015年8月、大筋合意。同年12月、署名
EEU (ユーラシア経済連合) (ベトナム・EEU自由貿易協定)	271.8	1,782.0	2016年10月発効	<ul style="list-style-type: none"> 2013年4月にベトナムと関税同盟 (ロシア・ベラルーシ・カザフスタン) との間で交渉開始。物品貿易、サービス、投資、経済協力などにつき協議。 2014年12月、大筋合意。2015年1月に関税同盟を前身としたユーラシア経済連合 (EEU) が発足。同年5月、EEUとの間で協定署名。2016年10月、発効。 		
TPP (環太平洋パートナーシップ協定、Trans-Pacific Partnership)	816.9	27,592.6	2015年10月大筋合意 2016年2月署名	<ul style="list-style-type: none"> 2006年にブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールから成る「Pacific-4」が発効。その後、オーストラリア、ペルー、ベトナム、米国、マレーシア、メキシコ、カナダが参加。2013年3月、安倍首相が交渉参加を表明。2013年7月、日本が第18回交渉会合に参加。 2015年10月の閣僚会合にて大筋合意。2015年11月の首脳会合にて首脳声明を採択。2016年2月、署名。 2017年1月、米国が離脱し、TPPの発効条件 (参加12か国のGDPの85%以上を占める6か国以上が2年以内に批准) を満たすことは困難になった。 モノの関税のみならず、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、政府調達、環境など、幅広い分野で新たなルールを構築 		

<JCIFの総合評価24か国およびシンガポールと日本との二国間と国家・地域間協定>

国・地域名	形態	参加国/地域 (名称)	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴 (目的等)、最近の動き等
シンガポールとの自由貿易協定	二国間協定	米国 (米国・シンガポール自由貿易協定)	327.0	18,329.4	2004年1月発効	・ 両国間の貿易・投資促進を目指す。
		オーストラリア (シンガポール・オーストラリア自由貿易協定)	29.3	1,631.9	2003年7月発効	・ 両国間の貿易・投資促進を目指す。
		ヨルダン (シンガポール・ヨルダン自由貿易協定)	13.1	330.3	2005年8月発効	・ 両国間の貿易・投資促進を目指す。 ・ シンガポールにとっては初の中東諸国とのFTA締結 (同様にヨルダンにとって初のアジア諸国とのFTA締結)。
		インド (インド・シンガポール包括的経済協力協定)	1,316.6	2,388.1	2005年8月発効	・ 貿易・投資促進、資本送金の緩和、ビザ規制の緩和などを含む。 ・ 金融分野の相互参入にも合意。
		日本 (日本・シンガポール経済連携協定)	132.5	4,416.0	2002年11月発効	・ 貿易・投資のみならず、金融、情報通信技術、人材養成を含む包括協定。 ・ 日本にとっては初の二国間経済連携協定。
		中国 (中国・シンガポール自由貿易協定)	1,376.8	11,300.5	2009年1月発効	・ 両国間の貿易・投資促進に加え、原産地規制、貿易の救済手続き、通関手続き、紛争解決等を含む。
		韓国 (韓国・シンガポール自由貿易協定)	56.2	1,670.6	2006年3月発効	・ 両国間の貿易促進に加え、税関手続、知的財産保護、独占禁止対策等を含む。
		ニュージーランド (ニュージーランド・シンガポール経済緊密化連携協定)	10.1	466.5	2001年1月発効	・ 両国間の貿易・投資促進を目指す。 ・ 2004年7月、ニュージーランド主催で第2回の協定見直しを実施。
		パナマ (パナマ・シンガポール自由貿易協定)	9.5	344.9	2006年7月発効	・ 両国間の貿易・投資促進を目指す。
		ペルー (ペルー・シンガポール自由貿易協定)	36.9	481.9	2009年8月発効	・ 両国間の貿易・投資促進を目指す。
		台湾 (台湾・シンガポール経済パートナー協定)	29.0	816.3	2014年4月発効	・ 2013年11月調印。
		コスタリカ (コスタリカ・シンガポール自由貿易協定)	10.3	346.9	2013年7月発効	・ 両国間の貿易・投資促進を目指す。
		トルコ (トルコ・シンガポール自由貿易協定)	84.2	1,010.6	2015年11月合意	・ 2015年11月合意署名。2年以内に両国の批准手続きを完了し、発効予定。
	国家・地域間協定	EFTA (スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー) (EFTA・シンガポール自由貿易協定)	19.4	1,373.4	2003年1月発効	・ 貿易・投資のみならず、政府調達、競争政策、紛争解決メカニズム等を網羅した包括的協定を目指す。 ・ 2002年6月合意。欧州諸国と東アジア諸国の間では初のFTA。
		GCC (GCC・シンガポール自由貿易協定)	58.2	1,688.7	2013年9月発効	・ 貿易・投資のみならず、政府調達等を含む包括協定。 ・ GCCにとっては初の域外国とのFTA。
		EU (EU・シンガポール自由貿易協定)	515.2	16,604.6	2013年9月仮署名	・ 貿易・投資のみならず、政府調達、知的財産保護、競争政策等を含む包括協定。 ・ EUにとっては初のASEAN諸国とのFTA。
		TPP (環太平洋パートナーシップ協定、Trans-Pacific Partnership)	816.9	27,592.6	2015年10月大筋合意 2016年2月署名	・ 2006年にブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールから成る「Pacific-4」が発効。その後、オーストラリア、ペルー、ベトナム、米国、マレーシア、メキシコ、カナダが参加。2013年3月、安倍首相が交渉参加を表明。2013年7月、日本が第18回交渉会合に参加。 ・ 2015年10月の閣僚会合にて大筋合意。2015年11月の首脳会合にて首脳声明を採択。2016年2月、署名。 ・ 2017年1月、米国が離脱し、TPPの発効条件 (参加12か国のGDPの85%以上を占める6か国以上が2年以内に批准) を満たすことは困難になった。 ・ モノの関税のみならず、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、政府調達、環境など、幅広い分野で新たなルールを構築
インドとの自由貿易協定	二国間協定	スリランカ (インド・スリランカ自由貿易協定)	1,332.1	2,177.7	2001年12月発効	
		アフガニスタン (インド・アフガニスタン特惠貿易協定)	1,343.6	2,114.7	2003年発効	・ 特惠貿易協定。
		シンガポール (インド・シンガポール包括的経済協力協定)	1,316.6	2,388.1	2005年8月発効	・ 貿易・投資促進、資本送金の緩和、ビザ規制の緩和などを含む。 ・ 金融分野の相互参入にも合意。
		ブータン (インド・ブータン貿易協定)	1,311.9	2,097.5	2006年発効	
		チリ (インド・チリ特惠貿易協定)	1,329.0	2,336.2	2007年8月発効	・ 特惠貿易協定。
		ネパール (インド・ネパール貿易協定)	1,339.6	2,116.6	2009年10月発効	
		韓国 (インド・韓国包括的経済連携協定)	1,361.7	3,473.3	2010年1月発効	・ 包括的経済連携協定 (CEPA)。両国間の貿易拡大を目指し、インドは対韓輸入品目の約8割、韓国は対印輸入品目の約9割について関税の撤廃または税率引き下げ実施 (発効後8年以内)。両国間のサービス・投資の自由化を目指す。
		マレーシア (インド・マレーシア包括的経済協力協定)	1,341.4	2,391.7	2011年7月発効	・ ASEAN-インドFTAの関税の撤廃もしくは税率引き下げスケジュールよりも前倒しで実施する予定。
		日本 (インド・日本経済連携協定)	1,438.0	6,218.7	2011年8月発効	・ 関税 (税率5~12.5%) は、即時、もしくは、5~10年をかけて段階的に、税率引き下げ (5~6.25%へ)、あるいは撤廃が行われる。
		タイ (インド・タイ経済協力枠組協定)	1,379.0	2,490.6	2003年10月枠組み協定合意	・ 2004年9月1日より、82品目を対象としてアーリーハーベスト措置が開始された後、2006年には撤廃されている。 ・ 2003年10月に枠組み協定を締結後、交渉が難航したが、2012年6月に第2修正議定書が発効。2ドア冷蔵庫がアーリーハーベストの対象となった。
	国家・地域間協定	メルコスール (インド・メルコスール特惠関税協定)	1,614.3	4,938.2	2009年6月発効	・ 特惠貿易協定。
		ASEAN (インド・ASEAN自由貿易協定)	1,941.6	4,533.5	2010年1月発効	・ インドASEAN間貿易の80%の品目に係る輸入関税を、発効から3~7年以内に段階的に撤廃する。 ・ ただし、自動車部品、ゴム、パーム油、コーヒー、紅茶、コショウをはじめとした多数の品目がセンシティブ品目とされ、これらについては、関税撤廃の対象外とされるか、別途の撤廃スケジュールによる。

<JCIFの総合評価24か国およびシンガポールと日本との二国間と国家・地域間協定>

国・地域名	形態	参加国/地域 (名称)	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴 (目的等)、最近の動き等
パキスタンとの自由貿易協定	二国間協定	スリランカ (パキスタン・スリランカ自由貿易協定)	209.9	353.4	2005年6月発効	・ 相互の輸入品目の一部について関税を撤廃。
		イラン (パキスタン・イラン特惠貿易協定)	268.0	696.4	2006年9月発効	・ パキスタンは一部品目に付き関税撤廃。特惠貿易協定。
		中国 (パキスタン・中国自由貿易協定)	1,560.1	11,278.7	2007年7月発効(財貿易) 2009年10月発効 (サービス貿易)	・ 2006年11月、中国の胡錦濤国家主席がパキスタンを訪問し、FTA合意文書に調印。 ・ 2009年2月、サービス貿易協定締結。2009年10月、発効。
		モリシャス (パキスタン・モリシャス特惠貿易協定)	190.2	282.7	2007年11月発効	・ 特惠貿易協定。
		マレーシア (パキスタン・マレーシア経済緊密化連携協定)	219.3	567.3	2008年1月発効	・ 物品やサービスなどの貿易だけでなく、技術協力や知的財産権の保護も含む。
		インドネシア (パキスタン・インドネシア特惠貿易協定)	446.5	1,133.0	2013年9月発効	・ 特惠貿易協定。
アルゼンチン	共同市場	メルコスール	303.2	2,842.8	1995年	通商交渉は、メルコスールとして行っているため、メルコスールの項参照。
ブラジル	共同市場	同上	同上	同上	同上	同上
チリとの自由貿易協定	二国間協定	ベネズエラ (チリ・ベネズエラ経済補完協定)	48.6	622.1	1993年7月発効	・ 経済補完協定: Acuerdo de Complementacion Economica (ACE)。ラテンアメリカ統合連合 (ALADI) の項参照。 ・ 経済連携協定: Economic Partnership Agreement (EPA)。貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策、におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。
		ボリビア (チリ・ボリビア経済補完協定)	28.7	273.8	1993年4月発効	
		カナダ (チリ・カナダ自由貿易協定)	53.8	1,791.3	1997年7月発効	
		メキシコ (チリ・メキシコ自由貿易協定)	144.9	1,384.6	2008年11月発効	
		コスタリカ (中米・チリ自由貿易協定)	22.8	294.9	2002年2月発効	
		エルサルバドル (中米・チリ自由貿易協定)	23.9	283.9	2002年6月発効	
		米国 (チリ・米国自由貿易協定)	339.4	18,277.4	2004年1月発効	
		韓国 (チリ・韓国自由貿易協定)	68.6	1,618.7	2004年4月発効	
		中国 (チリ・中国自由貿易協定)	1,389.1	11,248.5	2006年10月発効	
		インド (チリ・インド特惠貿易協定)	1,329.0	2,336.2	2007年8月発効	
		日本 (チリ・日本経済連携協定)	144.9	4,364.1	2007年9月発効	
		パナマ (チリ・パナマ自由貿易協定)	21.9	292.9	2008年3月発効	
		キューバ (チリ・キューバ経済補完協定)	29.3	317.9	2008年6月発効	
		ホンジュラス (中米・チリ自由貿易協定)	26.0	261.2	2008年7月発効	
		ペルー (チリ・ペルー自由貿易協定)	49.3	429.9	2009年3月発効	
		オーストラリア (チリ・オーストラリア自由貿易協定)	41.7	1,579.9	2009年3月発効	
		コロンビア (チリ・コロンビア自由貿易協定)	66.2	532.9	2009年5月発効	
		エクアドル (チリ・エクアドル経済補完協定)	34.1	341.0	2010年1月発効	
		グアテマラ (中米・チリ自由貿易協定)	34.3	304.6	2010年3月発効	
		トルコ (チリ・トルコ自由貿易協定)	96.6	958.7	2011年3月発効	
		マレーシア (チリ・マレーシア自由貿易協定)	48.3	537.1	2012年4月発効 ※マレーシア側は2012年2月発効	
		ニカラグア (中米・チリ自由貿易協定)	24.0	253.5	2012年10月発効	
		ベトナム (チリ・ベトナム自由貿易協定)	109.7	434.4	2014年2月発効 ※ベトナム側は2014年1月発効	
		香港 (チリ・香港自由貿易協定)	25.3	650.0	2014年11月発効	
		タイ (チリ・タイ自由貿易協定)	85.9	636.0	2015年11月発効	
		インドネシア (チリ・インドネシア自由貿易協定)	275.5	1,102.7	2014年5月交渉開始	
		国家・地域間協定	EU (EU・チリ連携協定)	EU (EU・チリ連携協定)	527.6	
	EFTA (スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー) (チリ・EFTA自由貿易協定)			31.8	1,321.4	2004年12月発効
	メルコスール (アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ) (チリ・メルコスール経済補完協定)			321.1	3,083.6	1996年10月発効

<JCIFの総合評価24か国およびシンガポールと日本との二国間と国家・地域間協定>

国・地域名	形態	参加国/地域 (名称)	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴 (目的等)、最近の動き等
コロンビアとの自由貿易協定	二国間協定	キューバ (コロンビア・キューバ経済補完協定)	59.6	369.2	2001年7月発効	<ul style="list-style-type: none"> 1995年1月にG3自由貿易圏 (コロンビア、メキシコ、ベネズエラ) として発効したが、2006年11月にベネズエラが脱退したため、事実上の二国間協定となった。その後、2009年8月に新たな二国間協定につき交渉を開始し、2011年8月にFTAが発効した。 ベネズエラのCAN脱退 (2006年4月。但し、対外共通関税等 については2011年3月まで適用が継続) に伴い、新たに創設。 2012年9月、日・コロンビア首脳会談において交渉開始に合意。2012年12月、交渉開始。
		メキシコ (コロンビア・メキシコ自由貿易協定)	175.2	1,435.9	2011年8月発効	
		チリ (コロンビア・チリ自由貿易協定)	66.2	532.9	2009年5月発効	
		カナダ (コロンビア・カナダ自由貿易協定)	84.1	1,842.6	2011年8月発効	
		米国 (米国・コロンビア自由貿易協定)	369.6	18,328.7	2012年5月発効	
		ベネズエラ (コロンビア・ベネズエラ部分到達協定/通商)	79.3	663.4	2012年9月発効	
		韓国 (コロンビア・韓国自由貿易協定)	98.8	1,670.0	2016年7月発効	
		コスタリカ (コロンビア・コスタリカ自由貿易協定)	53.0	346.2	2016年8月発効	
		パナマ (コロンビア・パナマ自由貿易協定)	52.2	344.2	2013年9月調印	
		イスラエル (コロンビア・イスラエル自由貿易協定)	56.6	591.5	2013年9月調印	
		トルコ (コロンビア・トルコ自由貿易協定)	126.9	1,010.0	交渉中	
		日本 (コロンビア・日本経済連携協定)	175.2	4,415.3	交渉中	
		コロンビアとの自由貿易協定	国家・地域間協定	中米3か国 (コロンビア・エルサルバドル・グアテマラ・ホンジュラス自由貿易協定)	78.8	
CARICOM (カリブ共同体・コロンビア間の貿易・経済・技術協力に関する協定)	66.0			368.2	1995年1月発効。1998年6月、1999年1月に改訂議定書発効	
EFTA (スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー) (コロンビア・EFTA自由貿易協定)	62.1			1,372.7	スイス、リヒテンシュタインとは2011年7月発効、ノルウェーとは2014年9月発効、アイスランドとは2014年10月発効	
EU (コロンビア・EU貿易協定)	557.9			16,604.0	2013年8月発効	
メキシコとの自由貿易協定	二国間協定			チリ (メキシコ・チリ自由貿易協定)	144.9	1,384.6
コロンビア (メキシコ・コロンビア自由貿易協定)		175.2	1,435.9	2011年8月発効		
中米北部5か国 (グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ) (メキシコ・中米諸国単一自由貿易協定)		168.5	1,320.7	右記参照		
ウルグアイ (メキシコ・ウルグアイ自由貿易協定)		130.4	1,197.2	2004年7月発効		
イスラエル (メキシコ・イスラエル自由貿易協定)		135.4	1,443.2	2000年7月発効		
日本 (メキシコ・日本経済連携協定)		254.0	5,267.1	2005年4月発効 2007年追加議定書発効 2012年4月改定議定書発効		
ペルー (メキシコ・ペルー貿易統合協定)		158.4	1,332.9	2012年2月発効		
アルゼンチン (メキシコ・アルゼンチン経済補完協定)		170.4	1,727.0	2001年6月発効		
ブラジル (メキシコ・ブラジル経済補完協定)		334.9	2,918.5	2003年5月発効		
ボリビア (メキシコ・ボリビア経済補完協定)		137.7	1,176.8	2010年6月発効		
キューバ (メキシコ・キューバ経済補完協定)		138.4	1,220.9	2001年2月発効		
パナマ (メキシコ・パナマ自由貿易協定)		130.9	1,195.9	2015年7月発効		
メキシコとの自由貿易協定		国家・地域間協定	EU (メキシコ・EU連合協定)	636.7	17,455.7	2000年7月発効
	EFTA (スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー) (メキシコ・EFTA自由貿易協定)		140.9	2,224.4	2001年発効、ノルウェー、スイスとは7月、アイスランドとは10月、リヒテンシュタインとは11月	
	メルコスール (アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ、ボリビア) (メキシコ・メルコスール自動車協定)		430.2	3,986.6	2003年1月発効	

<JCIFの総合評価24か国およびシンガポールと日本との二国間と国家・地域間協定>

国・地域名	形態	参加国/地域 (名称)	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴 (目的等)、最近の動き等	
ペルーとの自由貿易協定	二国間協定	米国 (ペルー・米国貿易促進協定)	352.8	18,225.8	2009年2月発効		
		チリ (ペルー・チリ自由貿易協定)	49.3	429.9	2009年3月発効		
		シンガポール (ペルー・シンガポール自由貿易協定)	36.9	481.9	2009年8月発効		
		カナダ (ペルー・カナダ自由貿易協定)	67.2	1,739.6	2009年8月発効		
		中国 (ペルー・中国自由貿易協定)	1,402.6	11,196.8	2010年3月発効		
		韓国 (ペルー・韓国自由貿易協定)	82.0	1,567.0	2011年8月発効		
		タイ (ペルー・タイ貿易自由化促進議定書)	99.3	584.3	2011年12月発効		
		メキシコ (ペルー・メキシコ貿易統合協定)	158.4	1,332.9	2012年2月発効		
		日本 (日本・ペルー経済連携協定)	158.3	4,312.4	2012年3月発効		
		中米5か国 (パナマ、コスタリカ、ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル) (ペルー・中米自由貿易協定)	70.7	405.4	パナマとは2012年5月発効、コスタリカとは2013年6月発効、グアテマラとは2011年10月交渉妥結。ホンジュラスとは2015年5月署名、エルサルバドルとは交渉継続中		
国家・地域間協定	EFTA (スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー) (ペルー・EFTA自由貿易協定)	45.2	1,269.7	スイス、リヒテンシュタインとは2011年7月発効、アイスランドとは2011年10月発効、ノルウェーとは2012年7月発効			
		EU (ペルー・EU貿易協定)	541.0	16,501.0	2013年3月発効		
		トルコ (ペルー・トルコ自由貿易協定)	110.0	907.0	交渉中		
イランとの特惠貿易協定	二国間協定	パキスタン (イラン・パキスタン特惠貿易協定)	268.0	696.4	2006年9月発効	<ul style="list-style-type: none"> ・パキスタンは一部品目につき関税撤廃。 ・イラン産農産物とトルコ工業製品合計265品目の関税を引き下げた。 ・1962年に貿易支払協定を締結。 ・1997年～2006年に計8回、産業鉱業通商相 (イラン) と商務相 (スリランカ) による会合を実施。 	
		トルコ (イラン・トルコ特惠貿易協定)	157.8	1,143.2	2015年1月発効		
		スリランカ (イラン・スリランカ特惠貿易協定)	100.1	472.4	1987年		
サウジアラビア					サウジアラビアは自由貿易協定を締結していない。		
アラブ首長国連邦との自由貿易協定	二国間協定	イラク (アラブ首長国連邦・イラク自由貿易協定)	45.6	550.4	1977年10月署名		
		モロッコ (アラブ首長国連邦・モロッコ自由貿易協定)	43.5	470.9	2003年7月発効		
トルコとの自由貿易協定	二国間協定	アルバニア (トルコ・アルバニア自由貿易協定)	81.6	729.3	2008年5月発効	<ul style="list-style-type: none"> ・イラン産農産物とトルコ工業製品合計265品目の関税を引き下げた。 ・70%のタリフラインについて関税を即時撤廃。以降8年かけてタリフラインの86%の品目が関税が撤廃・軽減される。 ・2015年11月合意署名。2年以内に両国の批准手続きを完了し、発効予定。 	
		ボスニア・ヘルツェゴビナ (トルコ・ボスニア・ヘルツェゴビナ自由貿易協定)	82.5	734.1	2003年7月発効		
		チリ (トルコ・チリ自由貿易協定)	96.6	958.7	2011年3月発効		
		エジプト (トルコ・エジプト自由貿易協定)	170.2	1,048.7	2007年3月発効		
		ジョージア (トルコ・ジョージア自由貿易協定)	82.3	731.8	2008年11月発効		
		イスラエル (トルコ・イスラエル自由貿易協定)	87.0	1,017.3	1997年5月発効		
		ヨルダン (トルコ・ヨルダン自由貿易協定)	86.3	755.4	2011年3月発効		
		レバノン (トルコ・レバノン自由貿易協定)	84.5	765.0	2010年11月調印		
		マケドニア (トルコ・マケドニア自由貿易協定)	80.7	728.0	2000年9月発効		
		モーリシャス (トルコ・モーリシャス自由貿易協定)	79.9	729.6	2013年6月発効		
		モンテネグロ (トルコ・モンテネグロ自由貿易協定)	79.3	721.9	2010年3月発効		
		モロッコ (トルコ・モロッコ自由貿易協定)	113.0	818.5	2006年1月発効		
		パレスチナ (トルコ・パレスチナ暫定自由貿易協定)	83.4	730.6	2005年6月発効		
		韓国 (トルコ・韓国自由貿易協定)	129.3	2,095.8	2013年5月発効		
		セルビア (トルコ・セルビア自由貿易協定)	85.8	755.0	2010年9月発効		
		シリア (トルコ・シリア自由貿易協定)	97.2	791.6	2007年1月発効 2011年12月停止		
		チュニジア (トルコ・チュニジア自由貿易協定)	89.8	760.9	2005年7月発効		
		イラン (トルコ・イラン特惠貿易協定)	157.8	1,143.2	2015年1月発効		
		マレーシア (トルコ・マレーシア自由貿易協定)	109.0	1,014.2	2015年8月発効		
		シンガポール (トルコ・シンガポール自由貿易協定)	84.2	1,010.6	2015年11月合意		
		国家・地域間協定	EFTA (スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー) (トルコ・EFTA自由貿易協定)	92.5	1,798.5		1992年4月発効
				EU (EU・トルコ関税同盟)	588.3		17,029.8

<JCIFの総合評価24か国およびシンガポールと日本との二国間と国家・地域間協定>

国・地域名	形態	参加国/地域 (名称)	人口 (百万人)	名目GDP (十億ドル)	設立	特徴 (目的等)、最近の動き等
ポーランド	国家・地域間協定					ポーランドの国家・地域間協定については、EUの項を参照。
ハンガリー	国家・地域間協定					ハンガリーの国家・地域間協定については、EUの項を参照。
ロシアとの自由貿易協定	二国間協定	ベラルーシ (ロシア・ベラルーシ自由貿易協定)	153.6	1,386.0	1993年発効	<ul style="list-style-type: none"> 2016年1月1日からロシアがウクライナとの協定を一方的に破棄。
		カザフスタン (ロシア・カザフスタン自由貿易協定)	161.6	1,515.0	1993年発効	
		キルギス (ロシア・キルギス自由貿易協定)	150.1	1,338.0	1993年発効	
		タジキスタン (ロシア・タジキスタン自由貿易協定)	152.6	1,339.0	1993年発効	
		アゼルバイジャン (ロシア・アゼルバイジャン自由貿易協定)	153.8	1,384.0	1993年発効	
		アルメニア (ロシア・アルメニア自由貿易協定)	147.1	1,342.0	1993年発効	
		モルドバ (ロシア・モルドバ自由貿易協定)	147.7	1,338.0	1993年発効	
		ウズベキスタン (ロシア・ウズベキスタン自由貿易協定)	175.4	1,398.0	1993年発効	
		ウクライナ (ロシア・ウクライナ自由貿易協定)	189.3	1,422.0	1993年発効	
		ジョージア (ロシア・ジョージア自由貿易協定)	147.8	1,345.0	1994年発効	
		トルクメニスタン (ロシア・トルクメニスタン自由貿易協定)	149.5	1,367.0	1993年発効	
		セルビア (ロシア・セルビア自由貿易協定)	151.2	1,368.0	2006年発効	
南アフリカとの自由貿易協定	二国間協定	ジンバブエ (南アフリカ・ジンバブエ貿易協定)	70.6	329.0	1964年12月発効 1996年8月改定	<ul style="list-style-type: none"> 一部の食品、日用品、繊維製品などに対する関税を引き下げる特惠貿易協定。 1996年8月の改定により、南アフリカがジンバブエ産の繊維製品に適用する関税率が引き下げられた。
※南アフリカが所属、主導する南部アフリカ関税同盟および南部アフリカ開発共同体の項も併せて参照のこと。		マラウイ (南アフリカ・マラウイ貿易協定)	72.2	321.0	1967年発効 1990年6月改定	<ul style="list-style-type: none"> 一部の貿易財に対する関税を引き下げる特惠貿易協定。 1990年6月の改定により、南アフリカはマラウイからの全ての輸入品に対する関税を撤廃した。一方、マラウイは南アフリカからの輸入品に対する関税率を最恵国税率とすることとなった。
		モザンビーク (各種協力協定)	82.9	329.4	1994年7月など	<ul style="list-style-type: none"> 1994年に合同常設協力委員会協定が締結され、経済交流が本格化した。1997年に二国間経済フォーラム設立、2005年1月に相互ビザ免除、2011年12月に二国間委員会 (両国首脳が議長を務める定期的な外交会合) 発足と、二国間関係の強化が続いている。
		米国 (アフリカ成長機会法 [AGOA])	376.4	18,351.2	2001年10月受益国指定	<ul style="list-style-type: none"> 米国は、南アフリカを含むサブサハラ・アフリカ39か国を「アフリカ成長機会法」(AGOA)の受益国に指定している(2017年2月時点)。 AGOA受益国は米国が要求する政治・経済改革を実行する見返りとして、6,485品目の貿易財を関税なしで米国に輸出することができる。 2015年5月、米国は同年9月に失効する予定であったAGOAの10年間延長を決定した。もっとも、米国は南アフリカが受益国にいるための条件として、南アフリカが米国産鶏肉に課していた反ダンピング関税の撤廃を要求し、南アフリカはこれを受諾した。南アフリカは2014年12月以降、米国における鳥インフルエンザの流行を理由に米国産鶏肉の輸入を停止していたが、流行の終息とともに同鶏肉の反ダンピング関税なしでの輸入を開始する予定であった。 米国における鳥インフルエンザの大規模発生は2015年6月17日で途絶え、各国は米国からの鶏肉輸入を順次再開した(日本は2015年8月28日に再開)。 しかし、南アフリカは鳥インフルエンザの再発可能性を理由に輸入停止措置を継続した。この背景には、①南アフリカの輸入禁止指定は地域ごとではなく米国国土であるため、鳥インフルエンザ撲滅の証明がより困難であること(これに対し、日本などの禁止指定は発生が確認された州のみ)、②南アフリカの鶏肉業界が米国産鶏肉の流入に強く反発していること、の2点がある。 2016年1月、オバマ大統領が「南アフリカが2016年3月15日までに米国産鶏肉の輸入を再開しない場合、南アフリカの農産品に対するAGOA適用を打ち切る」との通告を発したことを受け、南アフリカは16年2月に米国産鶏肉の輸入再開に合意し、16年3月に輸入を開始した。
	地域間協定	EU (EU・南ア通商・開発・協力協定 [TDCA])	564.6	16,626.5	1999年10月合意文書署名 2000年1月部分発効 2004年5月完全発効	<ul style="list-style-type: none"> 自由貿易圏の設立とともに開発援助、経済協力、政府間交流などもカバーした包括的協定。 EUは2010年までに南アフリカ製品の95%に対する輸入関税を撤廃し、南アフリカは2012年までにEU製品の86%に対する輸入関税を撤廃した。
		EU (経済連携協定)	564.6	16,626.5	2014年7月締結合意 2016年6月調印 2016年10月暫定適用	<ul style="list-style-type: none"> 2014年7月、EUは南アフリカを含む南部アフリカ開発共同体 (SADC) 6か国と経済連携協定 (EPA) の締結に合意し、2016年6月に調印、同年10月に暫定適用となった (SADCの項を参照)。南アフリカの対EU輸出品目のうち98.7%、対EU輸入品目のうち86.2%について関税の削減、撤廃が定められた。 本EPAは上述のEU・南アTDCAをさらに拡張するものであり、EPAが完全発効となればTDCAは解消される予定である。

以上

◎公益財団法人国際金融情報センター

このレポートは、公益財団法人国際金融情報センターが信頼できるとされる情報ソースから入手した情報・データをもとに作成したものです。公益財団法人国際金融情報センターは、本レポートに記載された情報の正確性・安全性を保証するものではなく、万が一、本レポートに記載された情報に基づいて会員の皆さまに何らかの不利益をもたらすようなことがあっても一切の責任を負いません。本レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、投資その他何らかの行動を勧誘するものではありません。なお、当方の都合にて本レポートの全部または一部を予告なしに変更することがありますので、あらかじめご了承ください。また、本レポートは著作物であり、著作権法により保護されています。本レポートの全部または一部を無断で複製・複写することを禁じます。